

平成 20 年度 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価(平成 19 年度分)報告書

～ 平成 19 年度における事務の管理及び執行状況 ～



平成 21 年 2 月
西東京市教育委員会

目次

第1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について-----	1
第2	西東京市教育委員会の教育目標-----	1
第3	西東京市教育委員会の平成19年度の主な活動・事業の目標と実績、評価と課題-----	1
	(1)学校施設適正規模・適正配置の検討-----	1
	(2)特別支援教育の推進-----	2
	(3)学校施設の整備-----	3
	(4)中学校給食の実施に向けた取り組み-----	3
	(5)学校への人的支援(学習支援員配置事業)-----	4
	(6)不登校対策(中1不登校未然防止の取り組み)-----	5
	(7)文化財普及事業-----	5
	(8)スポーツ施設指定管理者制度の導入-----	6
	(9)保谷駅前公民館・図書館の整備-----	6
	(10)公民館事業の見直し-----	7
	(11)図書館事業の見直し-----	7
	(12)菅平少年自然の家の運営管理事業の検討-----	8
第4	事務の管理及び執行状況及び評価について-----	10
	(1)教育に関する事務の管理及び執行状況<西東京市教育計画(教育プラン21)関係>-	10
	(2)教育委員会の活動状況-----	26
	(3)教育に関する事務の管理及び執行状況(地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第23条関係)-----	30
第5	点検・評価に関する有識者からの意見について-----	55
<資料>	-----	58
	西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱	
	西東京市の市勢概要	

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年度から、教育委員会は、毎年度、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする事とされた。

これを受けて、西東京市教育委員会の平成19年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況等について点検及び評価を行い、議会に報告し、市民に広く公表する。

議会や市民に対して、教育委員会の取り組みについて体系的に情報提供を行い、一層のご理解とご協力をお願いするものである。

今回の点検・評価にあたり、3名の有識者の方からご意見をいただいた。事務・事業の成果に対するご意見や今後の評価の手法に関することについてなど、たいへん貴重で有意義な内容であった。今回の評価に反映したとともに、次年度以降の点検・評価に活用していくこととする。

第2 西東京市教育委員会の教育目標

西東京市教育委員会は、子どもたちが進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性豊かに成長することを願い、

互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

社会の一員として社会に貢献しようとする人間

自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな人間

の育成に向けた教育を重視します。

また、学校教育及び社会教育を充実し、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行わなければならないものであるとの認識に立って、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。

第3 西東京市教育委員会の平成19年度の主な活動・事業の目標と実績、評価と課題

(1) 学校施設適正規模・適正配置の検討

【目標】

西東京市における児童・生徒数の動向については、平成13年の旧田無市、旧保谷市の合併時の予測とは大きく異なり、市全体として児童・生徒数が増加している。その実状は、大規模な宅地開発による児童・生徒数の急増により教室が不足し、教室の増築を迫られた学校がある一方、単学級の学年が生じている学校があるなど、アンバランスな状況となっている。また、通学区域に関しては、合併以来、根本的な見直しを行っていないことから、学校施設の配置や通学区域について課題が生じている。

こういった状況を踏まえ、平成17年度から学校施設の適正規模・適正配置についての

部内検討組織を設置して本格的な検討を始めた。平成18年度は児童・生徒数の推計及び課題の洗い出しを行い、「部内検討委員会報告書」をまとめた。

平成19年度には、これを基に市民参加による懇談会を設置して、今後の児童・生徒数の動向等を見据えた学校施設の整備、通学区域の見直し、さらに学校の統廃合についての基本方針について議論を進める。

【実績・成果】

学識者、公募市民、市立小中学校保護者、青少年関係団体、市立小中学校長で構成する13名の検討懇談会を設置し、6回の会議を開催した。

平成18年度にまとめた「部内検討委員会報告書」に基づき議論を進め、西東京市における学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方と具体的な方策について一定の方向性を見出すことができ、「西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会提言」をいただいた。

【評価と課題】

合併以来の西東京市の現状を踏まえ、市民や学校関係者による議論により、学校の統廃合や通学区域の見直しに関して一定の方向性を見出すことができた。

この「懇談会提言」に基づき、平成20年度において教育委員会としての「基本方針」を策定するとともに、早急に取り組む課題として提言にもある、旧市境における具体的な通学区域の見直し等に取り組むこととする。

(2) 特別支援教育の推進

【目標】

平成19年度から、従前の「特殊教育」では対象とならなかった、通常の学級に在籍する軽度の発達障害児を含めて、児童・生徒一人ひとりの障害の状況を踏まえた木目細やかな支援を行なうことなどを目的とした「特別支援教育」がスタートした。西東京市においては、平成18年度から教育委員会の関係部署による検討委員会を設置し、取り組みの検討・準備を進めてきた。

平成19年度は、新たな取り組みの初年度であり、学校現場における基本体制作りとして、各学校において特別支援教育の中心となる「特別支援コーディネーター」の指名、養成研修の実施、「校内委員会」の設置、開催の定着を進める。また、児童・生徒及び保護者等の理解・啓発を図るため、啓発図書の購入・配置、及び啓発リーフレットの作成を行なうほか、学校を支援する心理専門家による巡回指導、「専門家チーム」、「学校支援アドバイザー」の派遣等の取り組みを行なう。

【実績・成果】

平成19年度は、各学校長の指名した「特別支援コーディネーター」や関係教職員を対象とする「コーディネーター養成研修」を8回開催し、コーディネーターの役割や特別な配慮を要する児童・生徒への指導等について研修を行なった。

また、全市立小中学校において、特別支援コーディネーターを中心に「校内委員会」が設置され、特別な教育支援を必要とする児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた「個別指導計画」の作成の取り組みが行われた。

理解啓発用図書は、児童・生徒及び教職員用に図書1,122冊(2,159,650円)を購入し、

各小中学校に配置した。啓発リーフレットは、13,800部を作成印刷し、平成20年4月に市立小中学校の全保護者、教職員に配布した。

【評価と課題】

初年度として、特別支援教育の体制づくりとして学校を中心に取組んだところではあるが、校内委員会の開催状況など各学校毎の取組状況のバラツキがあり、全体としての充実が課題となっている。

また、障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、教育、福祉、保健・医療、労働等の関係機関との連携が重要となることから、次年度以降については、関係部署及び関係機関との連携による支援体制の構築に取り組んでいくこととする。

(3) 学校施設の整備

【目標】

学校施設の整備については、平成19年度までに全校の校舎・体育館の耐震補強工事が終了した。また、校舎老朽に伴う改修工事については計画的に実施している。

平成19年度においては、保谷中体育館建替え工事、上向台小校舎増築にかかる築山の撤去工事、柳沢小大規模改修工事に伴う実施設計を実施する。

【実績・成果】

平成18年度には、青嵐中学校の老朽化による建替え工事、平成19年度には、保谷中学校の都市計画道路の整備に伴う体育館建替え工事が終了した。

また、児童数の増加に対応する教室の確保のため、上向台小学校の増築工事にかかわる築山の撤去を行い、平成20年度に6教室増設のための校舎工事を実施している。

計画的に進めている学校施設の大規模改修工事については、柳沢小学校について平成20年度の大規模改修工事に向けて、平成19年度に実施設計を行った。

【評価と課題】

計画的に学校施設の整備を進めてはいるものの、小学校19校のうち、築35年以上の学校が6校、40年以上の学校が1校あり、中学校では、9校のうち、築40年以上が2校と老朽化が進み、計画的な大規模な整備とは別な軽微な補修が多くなってきている。

今後、抜本的な対応として施設の建替え更新を検討することとなるが、その際には西東京市における学校施設の適正規模・適正配置に関する「基本方針」に基づき、通学区の見直し、あるいは学校施設の統廃合の検討と併せて検討を進めていく。

(4) 中学校給食の実施に向けた取り組み

【目標】

中学校給食については、平成14年度より、「弁当外注方式」による給食を試行実施してきたが、この間、学校給食法に基づく中学校給食を望む保護者は多く、また市議会においても同様の意見・要望が出された。このような状況から、市立中学校において、学校給食法に基づく中学校給食の実施について、庁内の横断的組織である中学校給食検討委員会を立ち上げ、実施に向け具体的な検討を行う。

【実績・成果】

平成18年度に西東京市立学校給食運営審議会に対し、「西東京市立中学校における学校給食のあり方」について諮問し、平成19年度に「学校給食法に基づく中学校給食を実施すべきである」との答申を得た。

この答申を踏まえ、教育委員会としての協議決定の後、実施に向け庁内の横断的組織である中学校給食検討委員会を立ち上げ、平成19年度において、5回の会議を開催し、現状と課題、各方式の比較検討、先進市の視察などを行った。平成21年度からの西東京市後期基本計画に位置づけて実施できるよう、平成20年度においてさらに検討を進めている。

【評価・課題】

中学校給食事業の実施に向け、庁内の横断的組織である中学校給食検討委員会を立ち上げ、検討を進めてきているところではあるが、今後、後期基本計画に位置づけ、財政の裏づけのある事業としていく必要がある。

なお、中学校給食の実施に当たっては、これまでも進めてきた調理業務の民間委託を引き続き進め、効率的なサービス提供を図っていく。

(5) 学校への人的支援（学習支援員配置事業）

【目標】

「小1プロブレム」が発生するのは、様々な要因が考えられるが、直接的には逸脱行動を繰り返す気になる児童、特に個別指導を要する児童が学級に多くいることによると、『「小1問題」調査研究、平成18年度東京都教育委員会委託研究報告書』（平成19年3月）には記されている。

そこで、「小1プロブレム」に対応するための体制を整え、小学校1年生が学校生活により円滑に対応できるように、学習支援員を配置する。

【実績・成果】

平成19年度5月末より、7校に9名の学習支援員を配置した。配置基準は、小学校1年生の学級で、35人以上の在籍を有する学級がある学年に配置としている。

学習支援員の資質の向上のために、教育委員会による研修を年間5回、実施した。また、活動報告書を月ごとに提出させ、活動の進行管理を実施し、必要に応じて管理職または統括指導主事による指導を行った。

配置校の管理職に対して行った「学習支援員に関する調査」から、導入後の効果として、以下の点があげられた。

学習の遅れがちな児童に対して個別の学習指導を行うことができたので、基礎・基本に対する理解が図られた。

集団行動が苦手な児童に対して、丁寧な指導が行えたので、年度末には集団行動がとれるようになった。

【評価と課題】

配置した全7校の校長が、学習支援員の配置は効果的であったと評価している。また、保護者も効果を認め、4月当初からの配置を希望している。

課題としては、担任と学習支援員の打合せ時間の確保が十分でないことが指摘された。

(6) 不登校対策（中1 不登校未然防止の取組み）

【目標】

国の調査・分析による、「小学校6年生から中学校1年生にかけて、不登校児童・生徒数が3倍近く増加する」、「中1で不登校となっている生徒の半数は、小学校時に不登校相当の経験があった」という全国的な傾向に鑑み、中学校1年生の1学期に着目し、小学校・中学校が連携して初期対応を図ることにより、不登校の未然防止に取り組む。

不登校対策委員会を立ち上げるとともに、欠席状況分析シート、小中連携シートを用い、全小中学校間の情報共有を図る。

【実績・成果】

西東京市の不登校対策については、以前より各学校単位で取り組んでいたが、平成19年度新たに、市として組織的に「中1 不登校未然防止」の取組みを始めた。平成18年度に中学校3校でモデル実施し、平成19年度は、全校で本格的に取り組んだ。実施に当たっては、教員向けのリーフレットを作成、配布し、周知と理解・協力を図った。また、教員により組織される「不登校対策委員会」を立ち上げ、委員会を5回、報告会を1回開催した。欠席状況分析シート、小中連携シートを作成し、委員会での情報交換に活用するとともに、各校における児童・生徒への対応に役立てた。

【評価と課題】

現在の不登校問題は、複雑な要素が関係していることも多く、すぐに効果を出すことは難しいものであるが、今後も、不登校対策委員会等で検証を重ね、小・中学校が連携して、未然防止の取組みを行っていく。

小学校時代長期不登校者が中学で改善された例もある。

(7) 文化財普及事業

【目標】

西東京市に初めての遺跡公園として下野谷遺跡公園が設置され、平成19年4月15日に開園式典及びイベントが実施された。遺跡公園の基本理念は「みんなでつくり・育てる、縄文を体感できるひろば」であることから、地域との連携・協力により、関連のイベントを実施し、文化財の普及を行なう。

【実績・成果】

遺跡公園の基本理念にもとづき、「下野谷縄文まつり」を市民、商店街及び早稲田大学など地域の方々の協力のもとに開催した。また、関連記念事業として、「下野谷を描こう縄文絵画展」と「講演会：下野谷遺跡の縄文集落」をそれぞれ開催し、文化財の普及事業を実施し、それぞれ一定の参加者を得ている。

また、平成19年度末にはリーフレット「西東京市下野谷遺跡」を発行した。

【評価と課題】

「下野谷縄文まつり」では、「火おこし」、「縄文の布づくり」、「土器の模様づけ」など縄文人の疑似体験をしていただき大変好評を得た。しかし、この遺跡公園の位置が地理的に練馬区及び武蔵野市の行政境に近いこともあって、参加者が地域的に限定されてしまったことが考えられる。下野谷遺跡公園は本年度開園であることから、さらに下野谷遺跡の周知と啓発に努める必要がある。

(8) スポーツ施設指定管理者制度の導入

【目標】

西東京市のスポーツ・運動施設は、合併後、旧保谷地域においては文化スポーツ振興財団による事業の実施や施設管理が行なわれ、一方、旧田無地域においては行政が直接、管理運営する、1市2制度の状態が続いており、課題となっていた。

指定管理者制度の導入は、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等まで広げることにより、行政コストの縮減が図られることに加え、公共スポーツ施設の整備・充実を図ることを目的としている。

以上のことから、市民のスポーツ活動の場を幅広く確保することで、スポーツ活動への参加を促し、スポーツ実施率の向上とスポーツ活動やスポーツ施設に対する満足度の向上を促すことを目標としている。

【実績・成果】

このような状況を踏まえ、平成15年度の地方自治法の改正に伴い、「公の施設」を指定管理者に指定して管理運営できるようになったことから、西東京市では、指定管理者制度ガイドラインを平成17年度に策定した。

スポーツ施設については、平成19年度において公募により指定管理者の選定を行なうため、公募説明会、施設説明会等を行い、第1次審査、第2次審査を経て指定管理者候補を決定した。成果は、平成20年度以降に評価することになるが、行政コストとして、5年間で約2億1千万円程度の削減が見込まれる。

また、指定管理者から利益還元金の歳入も合せて見込まれる。

【評価と課題】

平成20年度から指定管理者制度を導入したことにより、スポーツ事業の一元化が図られ、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応できるものと期待している。

今後は、教育委員会が管理運営の適正化を図るため、指定管理者に対し必要に応じて管理運営及び経理の状況に関し定期的に報告を求め、指定管理者から提示された事業計画の進行管理を行いながら、制度の検証を図る必要がある。

(9) 保谷駅前公民館・図書館の整備

【目標】

保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業に伴い建設される第 街区ビルの4階に図書館を、5階に公民館を整備する。図書館については下保谷図書館の移転事業として、また公民館については住吉公民館の移転事業として取り組むものである。

両施設は、駅に直結した施設というこれまでにない立地特性を生かし、市民の需要に合わせた利便性の高い事業展開を行っていく。

【実績・成果】

(仮称)保谷駅前公民館・図書館利用者懇談会を開催し、施設の実施設設計概要と施設概要を周知するとともに、平成20年中の開館を目指し、内装工事等施設整備の取組みを開始した。

施設名称等については、利用者アンケートを実施し、正式名称を「保谷駅前公民館・図書館」に決定し、平成20年6月に開館した。

【評価と課題】

(保谷駅前公民館)

住吉公民館利用者には、移転を惜しむ声も上がったが、合併時の公民館施設の偏在を考えると、結果として東町・北町周辺住民への公共施設配置を供したことになり、一定の理解は得られたものとする。

今後は、駅ビル直結型という、通勤・通学市民に利便性を提供できる施設として、与えられた施設の機能を十分生かした事業展開や地域の社会教育の拠点として活用されることについて、地域住民とともに協議をしながら運営していく。

(保谷駅前図書館)

保谷駅に直結した保谷駅前図書館では、下保谷図書館の移設としてこれまでの市内既存図書館にはない特質を生かした多様なサービスの実現に努めていく。この図書館の利用者層は、他の図書館と比べ、通勤・通学の行き帰りのサラリーマンや学生が想定され、商業施設と一体化された施設環境であるため、買い物ついでの利用も想定される。ビジネス支援は期待されるサービスのひとつと考えている。

また、買い物、通勤・通学といった市民の生活動線の中心地に位置することによって、下保谷図書館の利用圏域が、西武線の北側に偏っていたこれまでに比べ、線路の南側地域(東町、中町、泉町など)の市民にとっても、利用しやすい環境が生まれるものと期待している。

(10) 公民館事業の見直し

【目標】

西東京市地域経営戦略プラン(第2次行財政改革大綱)に基づき、指定管理者制度の活用を含め、施設運営の包括的なアウトソーシング(民間委託等)に関する基本方針を検討し、今後の公民館事業の見直し改善を図る。

【実績・成果】

公民館専門員(嘱託員)は、6館のうち2館(5人)に配置しているが、平成19年度は、さらに1館において2人配置した。

【評価と課題】

取組内容の一つである公民館専門員(嘱託員)等の地域人材の活用を進めた。今後は、未着手の指定管理者制度導入の適否を含めたアウトソーシングに関する基本方針を策定し、公民館機能の充実と運営の効率化を図っていく。

(11) 図書館事業の見直し

【目標】

西東京市地域経営戦略プラン(第2次行財政改革大綱)に示された図書館が取り組むべき課題である「図書館事業の見直し」について、図書館の管理・運営方針を検討し、今後の図書館事業の見直し改善を図る。

【実績・成果】

平成19年度には図書館協議会に諮り、「図書館事業の見直し」について年間11回の会議を実施し、平成20年3月付けで提言をいただいた。

【評価と課題】

評価（提言における図書館事業の評価）

窓口業務への嘱託員の導入により、人件費の抑制に大きな効果をあげており、職員の指導のもと適切な対応が行われ、利用者も違和感なくサービスを楽しんでいる。また、正規職員の補佐としての職域の拡大等も検討、実施されており、大綱に示された課題に十分に対応している。

課題（提言における図書館協議会からの提案）

ア 図書館サービスの継続と質の維持のため長期人事計画の策定を急ぐこと

イ 職員の資質向上のための研修計画を整備すること

ウ 従来の司書としての専門性に加え、経営感覚を併せ持った正規職員としての意識改革を進めること

今後の取り組みと対応としては、保谷駅前図書館の開館（平成20年度予定）を契機とする図書館事業の見直し計画に取り組む。

ア 第一次計画「モノの改革」（平成20年度開始）

- ・ 保谷駅前図書館の開設
- ・ 第2期図書館管理システム切り替えとICタグ資料管理システムの導入
- ・ 情報サービスの充実（西東京市後期基本計画）

イ 第二次計画「ヒトの改革」（平成21年度開始）

提言における図書館協議会からの提案を受け、平成20年度中に「西東京市図書館基本計画 平成21-30年度」を策定し、図書館サービスや職員組織の見直しに取り組む。

(12) 菅平少年自然の家の運営管理事業の検討

【目標】

菅平少年自然の家は、都市化が進み自然と親しむ機会が少なくなりつつある子どもたちに、良好な自然環境を与え、団体活動を通じて協力する心や忍耐力などを養い、奉仕などの体験をさせることによって、心身ともに健全な子どもとして育成することを目的に、田無市教育100年記念事業の一環として昭和49年8月に開所した。

以来、33年を経過し、この間延べ20万人余の多くの市民が利用し今日に至っているが、近年は利用者が漸減傾向にあることや、施設の老朽化も顕著となるなど、施設を維持する上で困難な課題を数多く抱えている。そこで、菅平少年自然の家の今後のあり方や活用方法の検討を行う。

【実績・成果】

施設の今後のあり方や活用方法の検討を行うため、平成19年5月に庁内に菅平少年自然の家検討委員会を設置した。現地菅平での開催も含めて検討委員会を実施し、施設の概要、運営体制、施設運営経費、補助金の条件、利用実態や評価、菅平高原の自然環境や集客状況、などを調査・検討した。これらを基に、施設の存続・転用・廃止について課題の整理を行い、「菅平少年自然の家の今後のあり方について（中間のまとめ）」を平成20年3月に作成した。

【評価と課題】

菅平少年自然の家に対する平成18年度行政評価による行政改革推進本部の意見であ

る、「施設も老朽化し、事業当初に比べ実施環境が変化していることから、施設のあり方を早急かつ抜本的に検討する必要がある。ただし、施設利用者層について学校関係が多いことから関係機関や市長部局等とも調整のうえ、代替方法も含め検討し進めていく必要がある。」を踏まえ、検討結果の最終報告書を平成21年度にまとめる予定とする。

第4 事務の管理及び執行状況及び評価について

(1) 教育に関する事務の管理及び執行状況<西東京市教育計画(教育プラン21)関係>

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
活力と生きがいに満ちた西東京市の教育を築く施策・事業							
1 一人ひとりが輝き、活力ある学校づくり							
(1) 確かな学力の育成							
		きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着	読み、書き、計算等をはじめとする、基礎的・基本的な学習内容の確かな定着を図ります。また、予習や復習や反復学習の重要性についての教員の意識を高めると共に、家庭学習の励行について保護者の理解を求めていきます。	●研究指定校（1年次校の保谷第一小学校）で基礎・基本の研究 ●理科支援員を小学校5・6年生に配置 ○今後、研究指定校での成果発表や重点配置モデル校を増設。	B	教育指導課	
		少人数指導、習熟度別指導の充実と拡大推進	少人数指導・習熟度別指導・ティームティーチング（T.T）により、個に応じた指導の充実と拡大を図ります。	●少人数学習団による指導加配、研修会の実施拡大。 ●小学校全校に配置。中学校では5校に1名、4校に2名を配置 ○今後も継続実施。	A	教育指導課	
		小学校高学年における教科担任制等の検討	高学年を中心に、教科担任制や交換授業等の導入と拡大を図り、わかる授業づくりに努めます。	●研究指定校（2年次校の谷戸小学校）で高学年における教科担任制の実施及び成果発表。 ○今後、研究指定校の成果を踏まえ各小学校へ普及を図る。	B	教育指導課	
		中学校選択教科の充実	中学校の選択教科を充実させ、補充的な学習や発展的な学習を行い、個に応じた指導を高める機会とします。	●全中学校全学年において選択教科の充実を実施。 ○新学習指導要領において、選択教科は教育課程外での実施となるため、今後は検討を図る必要がある。	A	教育指導課	
		外部講師の積極的活用	ゲストティーチャーや、アシスタントティーチャーとしての学生ボランティア等の教育ボランティアを積極的に活用し、専門性の高い指導に触れさせることにより、児童・生徒の学習に対する興味・関心・意欲を高め、主体的な学習態度の育成に役立てます。そのために武蔵野大学、多摩地区14大学の協力による学生ボランティアの拡充を図ります。	●総合的な学習時間などでの積極的な活用を実施。 ●大学との連携により、学生ボランティアを2名配置 ○今後、学生ボランティアの増員配置などを予定。	A	教育指導課	
		個に応じた指導法の工夫・改善	東京都教育委員会が実施する学力向上を図るための調査を基に、基礎的・基本的な学習内容の定着度を把握し、個に応じた指導法の工夫や改善を図ります。	●都の児童・生徒の学力向上を図るための調査及び文部科学省の学力・学習状況調査の結果を踏まえた授業改善推進プランを全校で作成・実施。 ○今後も継続実施。	A	教育指導課	

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
			(2) 豊かな心の育成				
			人権教育の推進	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約) について正しい理解の徹底を図り、現在実施している「人権の花」「人権作文」等の具体的な取り組みをはじめとする人権教育を推進し、暴力行為やいじめ等の問題の解決に努めると共に、自分や他人を大切に思いやる心を育む教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各校の教育課程への位置づけ、研修会を実施。 ●都の人権尊重教育推進事業(中原小学校・けやき小学校)の1年次実施(平成19年度は、委員会5回、研修会3回実施)。 ○更なる充実を図るため、研究発表や委員会に全校の担当を招集。 	A	教育指導課
			生命尊重の教育の推進	教育活動全体を通して、動植物を含む自他の生命を尊重する教育の充実を図ります。そのため、道徳教育や性教育等の充実、関係諸機関との連携、学校農園の活動等を通して、生命を大切にすることを育む活動を、より一層進めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ●学校農園を小学校11校で実施。 ●飼育動物を通じた教育を小学校全校で実施。 ○今後も継続実施。 	A	教育指導課
			道徳教育の充実	道徳の授業時数を確保し、副読本の活用等による道徳授業の向上のみならず、全教育活動での道徳教育の一層の充実を図ります。さらに、全校での道徳授業地区公開講座を継続実施する中で、保護者・地域の理解・協力を得ていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ●道徳授業地区公開講座全校全学級実施。 ○今後も継続実施。(内容の充実を図る) 	A	教育指導課
			生き方教育の充実	小・中学校を通じた計画的・系統的な進路指導の一層の充実をめめます。特に、小学校においては地域の職業人との交流等、中学校においては、地域の企業の協力による職業体験等を通して、児童・生徒一人ひとりの望ましい勤労観・職業観を育てます。	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学校の進路指導、キャリア教育の充実に向けた調査・研究を行い、平成19年度から中学校全校で2～3日間の職場体験を実施。 ○今後も継続実施。(内容の充実を図る) 	A	教育指導課
			読書活動の充実	「朝の10分間読書」のように、読書の習慣化を図ることで、集中力を養うほかに、読書の楽しさを味わい、将来への夢を抱く機会となるよう、情操教育の一貫として読書活動の活性化を推進していきます。また、学校図書館・公立図書館間の蔵書検索機能等、ネットワークを活用した読書活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「朝の10分間読書」の継続。 ●全校一斉の読書活動等を小学校18校、中学校8校で実施。 ○今後は各学校の特色ある教育活動等に応じて実施。 	B	教育指導課
			健康教育の充実	知育・徳育・体育に加え、近年は「食」も重視されるようになり、生涯にわたって、心も体もたくましく健康的な生活が送れるような生活習慣の基礎を培う教育を進めていきます。 「健康教育副読本」の作成・活用 保健主任・養護教諭の研修等の充実 養護教諭・栄養職員と学級担任による協力的指導	<ul style="list-style-type: none"> ①「健康教育副読本」を平成17年度に配布活用中である。 ②保険主任会を平成19年度実績では5回開催。 ③研究指定校(平成19年度1年次校の栄小学校)で研究(食育)。 <p>新学習指導要領を踏まえ、内容を見直し平成22年度改定。 今後も継続実施。 研究指定校の研究発表や食育コーディネーターを校務分掌位置づけ。</p>	B	教育指導課
			カウンセリング機能の充実	<p>教育相談の充実</p> <p>心身の発達や親子関係の悩み相談に対し、臨床心理士等により、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピー等の心理的援助を行います。プライバシーに配慮しながら、相談機能の充実に努めます。また相談については、来室相談や電話相談、必要に応じて家庭訪問相談等を行います。</p> <p>学校訪問教育相談員等の派遣</p> <p>小学校に学校訪問教育相談員やスクールピアを派遣し、多面的な児童理解を支援し、問題行動の早期把握・早期対応を図ります。また、教育相談員等を小・中学校の研修会・事例検討会等に講師として派遣し、学校内の教育相談活動の支援の強化を図ります。</p> <p>スクールカウンセラーの配置</p> <p>中学校には、生徒、保護者、教員からの相談体制の充実を図るため、全校にスクールカウンセラーを配置しています。昨今では不登校等、従来は思春期に多く見られた課題が、低年齢化してきていることから、対象児童の早期把握・早期対応のために小学校にも配置するよう、東京都に対して働きかけていきます。</p> <p>教育相談機能のネットワーク化</p> <p>既存の各ネットワークが、より有機的に機能するよう連携を図り、相談機能のネットワーク化を推進し、学校や民生・児童委員等地域・関係機関と協力しながら、子どもや保護者に対して支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①教育相談を継続して実施。 ②見直し、制度再構築を行い、小学校への心理カウンセラーの派遣。 ③平成17年度より小学校への配置について検討及び都への要望。 ④教育相談機能のネットワーク化を継続して実施。 <p>教育相談を継続して実施。 都スクールカウンセラー未配置校への心理カウンセラー派遣(小学校17校)。 平成20年度より、小学校2校へ都スクールカウンセラー配置。 教育相談機能のネットワーク化を継続して実施。</p>	B	教育相談センター

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課	
			指導体制の充実	暴力行為やいじめ等を含めた問題行動への予防・対応について、生活指導主任会等での情報交換を深めると共に、学校の組織的な指導体制づくりについての指導・助言を行います。 また、望ましい生活習慣や人間関係づくりを目指した指導のあり方等についての研修を深め、問題行動を未然に防止するよう努めます。	●生活指導主任会の充実（平成19年度実績では11回開催）。 ●いじめの実態調査実施。 ●いじめリーフレットの作成。 ○生活指導主任会を継続開催し、連携を強化する。 ○実態調査の継続実施及びリーフレットの有効活用を図る。	A	教育指導課	
			体験学習の充実	菅平少年自然の家、姉妹都市（下郷町）・友好都市（勝浦市）等との連携サマースクールや山村留学等を検討します。 移動教室の工夫（体験学習、現地周辺の自然・文化の活用） 移動教室のあり方について、普段できない体験活動や現地の自然・歴史についての学習等を一層充実させていきます。	①調査・研究中 ②小学生の移動教室の継続実施。 姉妹都市・友好都市との連携は、市長部局とも調整しながら検討していく必要がある。 各学校で実態に応じて継続して実施。	C	教育指導課	
			奉仕活動等の推進	学習活動に、介護施設や保育園への訪問活動等の社会体験や、校区内の清掃等の奉仕活動を積極的に取り入れ、体験的な学習活動を行うことにより心の教育の充実を図ります。 また、関係機関や地域の人材等と連携することにより、児童・生徒が主体的に取り組む奉仕活動を工夫し、人と関わる体験を深め、豊かな心を育みます。 ○ふれあい給食の拡充 核家族化が進む中、高齢者とのふれあいの機会を設けることにより、その教育的意義に着目し、各学校が教育課程に位置付けて実施するようにしていきます。	●清掃活動等の実施 （ふれあい給食については、受益者負担であり、学校の判断で実施）。 ○今後も継続実施。	B	教育指導課	
		(3) 特色ある学校づくりの推進						
		特色ある学校を支援する人的配置	学校が特色ある教育活動を行えるように、少人数指導等の人的配置、学生ボランティアの導入、地域教育協力者の活用を一層進め、支援していきます。特に、中学校運動部活動への外部指導者の参加拡大を図ります。	●2校に1名、学校図書専門員の配置 ●情報教育専門員の配置 ●大学との連携により、学生ボランティアを2名配置 ●平成19年度には、中学校全校で、外部指導員等を活用した部活動を実施。 ○今後も学校図書専門員の継続配置。 ○平成19年度で情報教育専門員の配置を終了し、平成20年度よりICT活用サポーターによる学校支援の実施。 ○今後、学生ボランティアの増員配置などを予定。	A	教育指導課		
		特色ある教育課程の編成と実施	学校が、教育目標の達成を目指し、地域の人材や特色を生かした教育課程の編成・実施ができるように支援していきます。さらに、「学校経営計画」等の導入により、説明責任・結果責任を果たします。 学校公開 児童・生徒の学習活動や教職員の研究活動を積極的に公開し、保護者・地域の人々の理解や協力を求めていきます。また、学校公開日一覧表を広報やホームページ等で紹介し、市民の関心を高め、参加を呼びかけていきます。 地域教育協力者の積極的活用 学校が特色ある教育に応じて、積極的に地域の人材を学校教育で活用できるように、一層の充実を図っていきます。	①全校で学校公開を実施。 ②全校で地域教育協力者の積極的活用 （平成19年度実施で、実員数677名/支出金額¥12,927,000） 今後も継続実施。 今後も継続実施。	A	教育指導課		
国際理解教育の推進	国際理解教育を一層推進し、わが国や諸外国の文化や伝統を尊重する心の育成、コミュニケーション能力の向上、人間理解の深化を図ります。そのために、在日外国人との交流活動や、海外経験のある保護者の協力、ALT（外国人英語指導補助員）を活用した小・中学校の英語活動の充実を図ります。インターネットの利用による海外との交流の機会等により、意欲を喚起して国際理解教育を高めます。	●継続実施<平成19年度実績で、小学校全校（3・4学年5時間、5・6学年10時間）、中学校全校（1校あたり約20日）に派遣。> ○今後も更なる充実を図るため、派遣時間の拡大。 <小学校全校（3・4学年5時間、5・6学年15時間）、中学校全校（1クラスあたり10時間）に派遣。>	A	教育指導課				

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
			教育の情報化への対応	<p>高度に発展した情報化社会に生きる子どもたちには、「自ら学び、考える」ための情報収集の方法や情報を安全に活用する能力を身に付けることが必要とされています。そのための教育環境の整備を含め、情報通信ネットワークを本格的に活用する教育の情報化を推進します。</p> <p>学校におけるコンピュータ環境の整備 普通教室にコンピュータを整備し、普通教室、特別教室からもインターネット接続ができ、児童・生徒が情報を的確に収集・選択し、主体的に活用できるようコンピュータを活用した教育環境を整備します。小学校のパソコン教室においても、中学校と同様に一人に1台の割合でパソコンを配備することを目指します。</p> <p>教育情報通信ネットワークの整備 ブロードバンド（常時接続、高速化）に対応したセキュリティの確保や有害情報の排除等の機能を持つ教育情報センターを拠点として、教育委員会と市内小・中学校（28校）や学校間でのネットワークを構築し、学校での高速インターネットの利用、情報の共有化、業務の効率化を進めます。教育情報センターには、情報教育専門員を配置し、校内のコンピュータやネットワーク諸設備に関する学校からの問い合わせに、迅速に対応する機能を持っています。また、教育用ソフトや、学校で作成した情報教育に関するデータ等を収集・整理し、有益な情報を共有すると共に、教育の情報化に主体的に対応する教職員の研修を実施します。</p> <p>さらに、学校運営を支える文書管理・財務会計・備品管理システム等を、迅速かつ効果的に運用するために、事務室のコンピュータ環境も整備します。</p> <p>個人情報の保護 児童・生徒の個人情報の保護及び情報の適切な活用のために遵守すべき事項やモラルについて、教職員、児童・生徒の指導の徹底を図ります。</p> <p>情報発信の整備 学校案内パンフレットやホームページを作成するなど、学校の教育目標や特色をわかりやすく紹介し、できるだけ学校の情報を発信できるように環境・体制を整備します。</p> <p>教育用ソフトの充実 地域性のあるソフトの開発やコンテンツの活用を図る中で、教育用ソフトの充実を図ります。</p>	<p>●全小中学校の普通教室・特別教室へのパソコン整備完了。 ①平成19年11月「西東京市教育情報化推進計画検討委員会」を設置。 ②継続して実施。（教育情報センターの運営、情報教育専門員の配置（検討）） ③情報モラル教育の実施。学校情報セキュリティポリシー（学校個別実施手順）の策定。教職員対象情報セキュリティ研修実施（平成19年度実績で4回）。 ④継続して実施。平成19年度には全校がホームページを作成。 ⑤文部科学省のネットワーク配信コンテンツ事業終了後、平成19年度市独自で配信コンテンツ事業を構築・活用。</p> <p>平成20年度中に、保健室用パソコン及び中学校業務系パソコン（各3台）を導入。平成21年度以降の計画は、「西東京市教育情報化推進計画検討委員会」の検討結果に基づき、整備する。 今後も継続実施。（学校トラブルサポート・ICT活用サポートの教育情報センター常駐） 今後も継続して、情報モラル教育や研修を実施する。 今後も継続実施。（内容の充実を図る） 今後も継続実施。（ネットワーク配信コンテンツの充実を図る）</p>	A	教育指導課
			学校選択制の円滑なる実施	平成15年度に導入した小・中学校の新1年生について、保護者や子どもが指定された学校以外に希望する学校を選べる制度を引き続き推進します。そのために学校説明会やホームページ等を利用し、各学校の教育目標、教育方針、学校の特色等の情報提供を行います。	<p>●学校選択制の円滑な実施の継続。（平成19年度実績で、申立件数：小学校116件、中学校121件） ○今後も継続実施。（導入以来、一定期間経過したので、事業経過等を検証する。）</p>	A	教育企画課
			長期休業中の児童・生徒に対する教育指導	長期休業中の教育指導のあり方を検討し、児童・生徒に対するさまざまな教育指導を工夫し、児童・生徒及び保護者の期待にこたえる個別指導や学習、文化、自然体験、スポーツ等の指導に努めます。	<p>●授業改善推進プランに基づく学力向上の検討。 ●平成19年度実績で、長期休業中に小学校17校、中学校全校にて補習を実施。 ○今後も継続実施。（更なる充実を図る）</p>	A	教育指導課
			中学校部活動の充実	中学校の運動部活動のほかに「校内スポーツクラブ」の設立を検討します。また、文化部活動についても外部指導員の協力を得るなどして一層の充実を図ります。	<p>●平成19年度は、全中学校で外部指導員等を活用した部活動を実施。 ○今後も継続実施。</p>	A	教育指導課
			学期制、休業日の検討	特色ある学校づくりを視野に入れつつ、また、家庭教育や社会教育との関連も考慮しながら、柔軟な教育課程が編成できるように学期制、休業日のあり方を検討します。	<p>●平成17年度に学期制、休業日の検討委員会を設立し、その検討結果を受けて、平成18年度には、柳沢小学校・田無第四中学校で二学期制の試行を実施、平成19年度成果発表継続実施。 ○平成20年度からは、新たに柳沢中学校が試行を開始。</p>	B	教育指導課
			小・中一貫教育の検討	小学校と中学校の学習や生活指導等がスムーズに移行できるよう、小・中一貫教育を検討します。	<p>●小中一貫教育についての調査研究を行い、平成19年度には研究指定校（2年次校の本町小学校及び保谷中学校で、小中連携の成果の発表） ○平成20年度には、研究指定校（1年次校の東小学校および明保中学校で、小中連携の継続研究を実施）</p>	B	教育指導課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
14		(4) 不登校児童・生徒への対応					
		個に応じた支援		<p>メンタルフレンド 制度の検討 不登校傾向にある児童・生徒に対して学校生活への復帰に向けてピアカウンセラー等を養成し、メンタルフレンドとして派遣することを検討します。</p> <p>IT 活用による指導 不登校から家に引きこもり傾向にある児童・生徒の家庭にパソコンを貸し出し、家庭や学校での心の安定を目指す中で、学習の支援や社会生活への適応を促していきます。</p> <p>フリー教室 設置の検討 学校に講師を派遣し、不登校傾向にある児童・生徒に対し、一人ひとりの個に応じた学習支援を行い、児童・生徒が学校生活で充実感を得ることができるよう、フリー教室の設置を検討していきます。</p>	<p>①メンタルフレンド制度の検討を実施。 ②適応指導教室での活用を継続。 ③フリー教室設置の検討中。</p> <p>ピアカウンセラーの活用を行う。 適応指導教室において、IT活用による在籍学級との連携指導。 フリー教室は設置せず、特別支援教育の一貫で検討する。</p>	B	教育指導課
		社会的自立への支援		<p>適応指導教室（スキップ教室）の充実 さまざまな要因による不登校の児童・生徒を対象にした、スキップ教室の整備充実に努めます。スキップ教室にパソコンを設置し、学校ネットワークに参加し、在籍学校とのつながりを深めながら個に応じた学習支援を行い、学校復帰を目指します。</p> <p>体験活動の検討 不登校の児童・生徒の学校復帰に向けて、体験活動を充実していきます。</p>	<p>①適応指導教室の運営 ②体験活動の検討・一部実施。</p> <p>それぞれの教室の特色を生かした運営を図る。 引き続き体験活動の検討継続及び一部実施。</p>	A	教育指導課
(5) 心身障害教育の充実							
				<p>近年の社会のノーマライゼーションの進展や児童・生徒の障害の重度・重複化や多様化の進行、通常学級に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童・生徒への対応等、障害のある児童・生徒の教育をめぐる状況は大きく変化してきており、国や東京都においても障害児教育のあり方について新たな検討を始めています。</p> <p>市においては、西東京市障害児教育検討懇談会を平成16年5月に設置し、</p> <p>◎ 国・東京都の特別支援教育の流れの中で、西東京市としてのあり方の検討 ◎ 心身障害学級の新設、増設の検討 ◎ その他の検討（障害児の介助・バリアフリー、交流教育等）</p> <p>について検討していますが、障害児教育検討懇談会の意見、国や東京都の動向を踏まえ、障害のある児童・生徒の特別な教育的ニーズにこたえ、学校が、家庭や地域社会、関係機関と連携し、一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸長する多様な支援教育を展開するよう努めます。また、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実するため、教職員の研修や外部機関との連携の推進により、教員の資質・専門性の向上を図ります。</p> <p>障害のある児童・生徒への教育については、小・中学校に知的障害、情緒障害の心身障害学級を設置し、また、通常学級に通う心身に軽度の障害のある児童を対象とした情緒障害・言語障害の通級指導学級の開設等を行い、障害児学級の充実や指導の工夫・向上に努めています。</p> <p>障害児教育検討懇談会からは、心身障害学級の新・増設について</p> <p>◎ 小学校の知的障害、情緒障害の固定学級設置校の増設 ◎ 中学校の知的障害、情緒障害の固定学級設置校の増設 ◎ 小学校の情緒障害、言語障害の通級指導学級設置校の増設 ◎ 小・中学校の新たな難聴・弱視・肢体不自由学級等の新設 ◎ 中学校の情緒障害の通級指導学級の増設</p> <p>など多く、課題としてあげられました。特に、緊急課題とされた小学校の知的障害の固定学級、情緒障害の通級指導学級を平成17年度から市の東側に増設し、今後実施される予定の特別支援教育へのスムーズな移行を図っているところです。</p> <p>また、就学相談については、早期から障害児の相談を受けると共に、就学相談を適切に進められるよう、子どもの発達支援センター、幼児施設等関係機関とのより一層の協力・連携を図ります。</p>	<p>●平成17年度に、東小学校に固定学級の心身障害学級（あすなろ学級）及び東伏見小学校に通級学級の情緒障害学級（そよかぜ学級）を新設運営。 ●平成18年度に、新たに芝久保小学校に通級学級の言語障害学級（かがやき学級）を新設運営。</p> <p>○平成20年度に、新たに保谷第一小学校に通級学級の情緒障害学級（しらうめ学級）を開設。 ○今後も、特別支援教育として更なる充実を図り、介助員制度との関係を整理し、特に中学校における通級学級の検討を行う。</p>	B	教育企画課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
(6) 学校経営改革の推進							
			学校の自主性、自律性の確立	学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の取り組みを進めるため、それに応じた予算の配分や実績による配当などを行い、各学校の自主性、自律性を高めていきます。また、「学校経営計画」等を確立し、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題についての市民への公表方法について検討します。	●学校経営計画の作成を行い、公表については調査・研究を実施。 ○今後も継続実施。(平成21年度から学校評価を踏まえた学校経営計画の作成・公表を実施予定)	B	教育指導課
			学校組織の活性化と教職員の資質・能力の向上	学校教育活動の組織的な取り組み 校長・教頭・主幹等を中心として一層組織的に学校を運営し、学習指導や生活指導、進路指導等における多様な課題や保護者からの相談や苦情に対して、迅速かつ的確に対応できるようにします。 人事考課制度を活用した教職員の資質の向上・能力開発 教職員の人事考課制度の趣旨を生かし、自己申告や業績評価、10年経験者研修の実施、キャリアプランの作成等により、教員の一層の資質・能力の向上を図ります。 次代を担う人材の育成 学校の教育力向上のため、年齢や在籍年数にとらわれず、能力や意欲のある主任、次代の学校経営を担える人材の発掘と育成に努めます。 研修・研究体制の充実 研究指定校等の研究奨励事業を通じて、学校の組織的な校内研究・研修のより一層の充実を図ります。また、教員の育成を推進し、教育委員会及び東京都教職員研修センターが行う研修への参加や、体験を伴う研修等を取り入れるなど、内容を充実させ、情報化や国際化に対応できる指導力の向上や、公務員としての自覚の高揚を図っていきます。	●学校経営計画の作成を行い、公表については調査・研究を実施。 ○今後も継続実施。(平成21年度から学校評価を踏まえた学校経営計画の作成・公表を実施予定)	B	教育指導課
			地域との連携による安全確保の推進	登・下校時を含めた児童・生徒の安全・安心な環境確保を図るため、学校・家庭・地域及び警察との連携を図り、防犯及び災害時の体制強化を推進します。 防犯体制の強化 学校の敷地内・外の警備の巡回強化や防犯マニュアル等の整備を図ります。また、児童・生徒の登・下校時の安全を図るための防犯ブザーの配布、保護者・育成会・地域等の協力によるセーフティ教室の実施、さらに、市民パトロールへの支援等、今後も安全管理体制を一層充実させていきます。 災害時の体制の強化 東京都及び市の地域防災計画との整合を図りつつ、学校ごとの防災計画を充実させると共に、校内の避難訓練を定期的に行う中で子どもたちの災害に対する意識を高めていきます。 不審者情報ホットラインの充実 現在、地域の方からの通報により市内に不審者を発見した場合、教育委員会から学校や児童青少年部へ情報を伝達し、市内の児童館・学童クラブ・保育園・幼稚園への連絡を行っています。今後は隣接する区市とのネットワークの充実を検討します。 リアルタイムの情報発信の検討 警察や市の関係各課との連携を図り、生活安全情報メールマガジン・緊急情報の携帯電話へのメール配信等について、個人情報に十分配慮しつつ検討します。	●地域ぐるみの学校安全体制整備事業(文部科学省委託事業)の中でスクールガードリーダーを小学校全校に派遣し、安全指導を実施及び小学校全校で学校安全連絡会を設置。 ●平成19年度実績で、避難訓練を年間11回実施。 ●市長部局の危機管理室(広域と連携)と連携を取り、情報の迅速かつ正確な伝達を行っている。 ●田無警察署とも連携を図っている。 今後も継続実施。 今後も継続して、避難訓練(年間11回)の実施。 今後も危機管理室との連携を図り、近隣市の教育委員会との情報連携も開始。 今後も田無警察署と連携を強化し、「西東京市教育情報化推進計画検討委員会」において、緊急時のメール配信について検討する。	A	教育指導課
			地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実	全小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会を一層充実させます。特に、学校経営を地域に公開し、市民感覚にのっとった意見等を聴取し、学校に対する評価や提言を積極的に取り入れ、学校をより活性化できるようにします。	●全校で、学校運営連絡協議会を実施。 ○学校関係者評価委員会を全校で立ち上げ、保護者、地域関係者と学校評価を行い、結果を公表する。	A	教育指導課
			学校訪問監査の実施	教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録等についての監査的訪問を定期的に行い、服務等の適正化を図っていきます。また、学校配当予算等についても、適正な執行を管理していきます。	●平成17年度に学校訪問監査を試行し、以後14校ずつ夏季休業中に学校訪問監査を実施。 ○今後も継続実施。	A	教育指導課
			公費、私費負担の見直し	義務教育学校運営費標準に基づき、公費で負担すべきものと私費で負担すべきものを見直し、私費・公費の適正化を図ります。	●卒業記念品の公費負担を廃止を実施。(公費・私費負担の見直しに向けて調査・研究) ○今後も調査・研究を経て、適正化を図る。	B	学校運営課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
			(7) 学習環境等の整備				
			特色ある、人に優しい学校施設	<p>地域の人々が集う場として、高齢者や障害者にも開かれた学校を目指します。</p> <p>余裕教室の活用 少人数指導に伴う小集団学習室の設置や社会科、英語科等、教科教室の特色化に伴う教室の確保等を念頭に置きつつ、余裕教室の一目一教室の是正と集約化を図り、多目的な活用を進めていきます。</p> <p>また、学校は市民の共有財産という観点から、学校施設・機能を地域の住民が活用できるようにしていきます。公共施設としての活用を推進するため、特別教室、多目的教室等を市民開放施設として整備していきます。</p> <p>地域が共同で使用できるスペースの確保 展示場、図書館等の整備を図っていきます。</p> <p>バリアフリー化、ユニバーサルデザイン 採用の推進 エレベーター、スロープ、手すり、障害者用トイレ等の整備を図っていきます。</p>	<p>①少人数指導に伴う小集団学習室等の設置・推進。 ②地域が共同で使用できるスペースの確保。 ③青嵐中学校建替に伴い、障害者対応のエレベーター、スロープ、トイレ等を設置及び増築校舎でのスロープ設置（上向台小学校）。</p> <p>今後も継続して推進を図る。 今後も継続して推進を図る。 平成20年度においては、谷戸小学校でスロープ設置及び上向台小学校においては、エレベーター、誰でもトイレを設置。</p>	B	学校運営課
			老朽校舎等の建替え及び改修	<p>快適で安全な教育環境を確保するために、老朽化した校舎・体育館については、適正規模・適正配置に添うように計画的に建替えを推進し、改修については、順次大規模改修を実施していきます。</p> <p>また、実施する際には、化学物質の発生がない、もしくは少ない建材の採用及び換気設備の設置等について配慮する計画・設計を行います。</p> <p>大規模改修の推進 小学校6校、中学校3校の大規模改修を順次行います。 エアコン設備等の計画的配置 教育環境の改善のため特別教室から順次設置します。普通教室については、扇風機の設置を進めます。 トイレの改修 明るく快適に使用できるよう改修計画を立て、改善を図っていきます。</p>	<p>①平成17年度に、田無小学校・芝久保小学校において体育館実施設計及び明保中学校体育館改修工事。平成18年度には、柳沢小学校において校舎基本設計、谷戸小学校・向台小学校において体育館実施設計及び田無小学校・芝久保小学校体育館改修工事。平成19年度には、柳沢小学校校舎実施設計及び谷戸小学校・向台小学校において体育館改修工事を実施。</p> <p>②平成17年度に、泉小学校・谷戸第二小学校・東小学校・柳沢小学校・上向台小学校・住吉小学校において図書室空調設備工事。平成18年度には、保谷中学校体育館等建替事業に伴う空調設備設置。（青嵐中学校は、校舎建替に伴い、全室空調設備設置）</p> <p>③平成19年度に、田無第二中学校・田無第三中学校において、一部洋式トイレに改修。</p> <p>平成20年度に、柳沢小学校において校舎改修工事及び上向台小学校において校舎増築工事を実施。 特段の予定なし。 平成20年度に、上向台小学校において誰でもトイレ設置。</p>	B	学校運営課
			校舎等の耐震補強化	<p>校舎の安全を確保するために、耐震診断に基づく耐震補強工事を順次実施します。小学校は、平成15年度で全て完了しました。中学校については平成17年度で全て完了する予定です。</p>	<p>●平成19年度田無第三中学校における体育館耐震補強工事を終え、全校で完了。</p>	A	学校運営課
			エコ・スクール化の推進	<p>地球規模の環境問題が大きく取り上げられている現在、子ども達が環境への影響を考えた生活を身につけられるように屋上緑化を含む緑化の推進、ビオトープ、雨水の利用（トイレの給水、校庭散水等）、給湯・発電等の太陽熱利用、学校の森（校庭の一部に緑の林を設置し、多目的に活用できるポケットパークの森）の創造等の推進を図ります。</p>	<p>●平成17年度の青嵐中学校建替に伴う、屋上緑化・太陽光発電設備の設置及び平成19年度には校庭芝生化を実施。</p> <p>○平成20年度においては、東伏見小学校で校庭芝生化を予定。</p>	B	学校運営課
			給食環境の整備	<p>ランチルームの整備 平成15年度中にすべての小学校で、給食の食器をアルマイトから強化磁器食器に改善しました。給食環境の改善を図るため、順次、小学校にランチルームを整備します。</p> <p>民間委託の拡大 小学校の給食調理業務については、多様な献立にも対応でき、子どもたちの評判も良く、かつ効率的な運用ができ、また、経済効果の高い民間委託を引き続き拡充していきます。</p> <p>中学校給食の検討 中学校の給食については自宅からの弁当を基本としますが、希望すれば当日でも予約が可能な「弁当外注方式」を検証しつつ、今後も検討していきます。</p>	<p>①延伸 ②平成19年度までに、小学校11校において民間委託を拡大。 ③中学校給食については、調査・研究を実施。</p> <p>延伸 今後も継続して民間委託の拡大を図る。 今後は調査・研究を経て、小学校との「親子方式」による給食を開始予定。</p>	B	学校運営課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
			学校図書館の整備	各学校図書館にパソコンを設置し、インターネットを通して公立図書館等の蔵書の検索等ができる環境を整備しました。また、コンピュータによる学校図書館管理システムを導入し、蔵書検索や、貸出し、返却等管理の効率化を図ると共に、学校間の相互貸借等、司書教諭と学校図書館専門員との連携等により、子どもたちに利用しやすい学校図書館を目指します。	●全校で、学校図書管理システムを活用し、管理業務の効率化及び学校間連携を充実。 ○今後も継続実施。（更なる充実を図る）	A	教育指導課
			学校の適正規模・適正配置の早期検討	市内の児童・生徒数、国や都の少人数学級への動向を踏まえ、市立小・中学校の適正規模・適正配置の調査・検討を早期に行います。	●平成17年度から「西東京市学校施設適正規模・適正配置部内検討委員会」を設置し調査・研究を進め、平成19年度には「西東京市学校施設適正規模・適正配置計画検討懇談会」を設置・開催した。 ○平成20年度に、学校施設適正規模・適正配置検討委員会を設置し、今後の基本方針を策定。	B	教育企画課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
2 人間性を豊かに、生きがいに満ちた地域づくり							
(1) 社会教育の特色を生かした青少年教育（中・高校生）への支援							
		青少年自身の課題解決支援事業	青少年の発達段階やライフサイクル に応じた課題解決に対応する学習機会を充実することにより、青少年が多様な価値観に触れ、豊かな内面と自己解決能力を高めるような事業の展開を図ります。	●青少年実体験講座の実施。（平成19年度における主な講座：「足の健康とおしゃれ」「やぎさわアカデミー」「若い人のための自己発見講座」「子どもいろいろ体験教室」「世界子ども料理教室」「夏休みわがまち探検ツアー」「初心者料理教室」「編み物教室」など各公民館で小中学生や青年対象事業を実施。） ○今後も継続実施。（内容の充実を図る）	A	公民館	
		地域社会形成者としての学びの支援事業への取り組み	ボランティア活動や多様な体験活動を通じて地域社会の一員としての自覚を促し、社会の中でたくましく生きていく力や自立性・社会性を育むような事業の充実を図ります。	●地域交流事業への青少年の参加。（平成19年度には「公民館まつり（3館）」「東京音頭ロックを踊ろう」「夏休み陶芸教室」等の異世代間地域交流事業へ青少年が参加し、地域での学び体験を深めた。） ○今後も継続実施。（内容の充実を図る）	A	公民館	
		青少年の居場所づくり	地域の公民館・図書館、西原総合教育施設（旧西原第二小学校）、公園等の公共施設を活用して、青少年が語らいや交流、多様な活動を通じて成長できるように空間と出会いの場づくりを目指します。	●青少年を含めた誰でもが気軽に使い、出会いが広がるロビーの運用。（各公民館で利用者懇談会（年2回程度）を実施し、ロビーの使用について青少年も含め公民館利用者同士の理解や交流を深めた。） ○今後は、更なる内容の充実を図ると共に、平成20年6月オープンの保谷駅前公民館における音楽利用室を若者向けにPRする。	B	公民館	
		学校教育との連携	学校学習内容と社会教育活動が相互に生かされ、学習した内容を具体的に体験したり、深化させたりすることができる事業展開を図るため、学校教育との連携を図ります。地域生涯学習事業を実施する中で、学校施設の利用状況や市民の活動情報の共有化等、学校との連携をより一層図ります。	●地域生涯学習事業の委託の実施。（平成19年度には延べ事業回数254事業、参加者9,810名） ●学校施設開放運営協議会連絡会等を開催し、情報提供・相談等の支援を実施。 ○今後も継続実施。	B	社会教育課	
		青少年活動団体の育成	青少年が自分の興味・関心に応じて、地域で継続的に多様な活動ができるよう、地域や学校と連携を取り、青少年活動団体の活性化を支援します。	●利用サークルや市民による青少年事業を通じた地域貢献への支援。（平成19年度には、公民館主催講座から地域の子ども文化活動団体として「人形劇サークル団体」が発足。） ○今後も継続実施。（活動団体の求めに応じて、会場や備品等を提供）	A	公民館	
		地域活動への支援	青少年と地域とのつながりを深め地域での子育て意識を高めるため、青少年が参加・参画できるような地域活動への支援を促進します。	●社会教育関係団体補助金を通じた支援を実施し、求めに応じて活動相談を行った。 ●地域生涯学習事業で中高生対象事業の企画支援を実施。 ○今後も継続実施。	B	社会教育課	
		青少年活動指導者の育成	青少年活動指導者は、青少年の心と体の発達を支援する人材であるという観点に立ち、その役割を明確にして必要な資質を身に付けるため、継続的な養成、育成を図り、その資質の向上にも努めます。	●指導者養成講座の情報提供及び講座企画支援の実施。 ○今後も継続実施。	B	社会教育課	

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
			(2) 家庭教育への支援				
			子育てに関する学習機会の充実	個々の家庭での教育力を高めるため、子育ての講座や子育てに関する相談等機会の充実に努めます。	●子育て講座・女性問題講座の実施。(主催事業および市民企画事業で子育てに関する講座を実施。) ○今後も継続実施。(子育て期の保護者を対象にした講座を実施)	A	公民館
			親子ふれあい事業の充実	子育ての喜びを味わうことができる活動を通じて、親子のふれあい事業に取り組みます。	●親子体験講座の実施。(保育室交流事業、異世代交流事業を各公民館で実施。) ○今後も継続実施。(平成20年度には「親子陶芸教室」「エイサーを踊ろう」「平和を考える講座」「紙ヒコーキを飛ばそう」を実施)	A	公民館
			子育て活動団体の育成・支援	公民館保育室を活用しながら、子育ての喜びを共有する仲間づくりと「地域で、みんな子育て」の意識づくりとを目指した交流を図り、子育て活動団体のネットワークづくりや活性化を図ります。	●講座参加者のサークル化支援。(平成19年度には、保育付き主催講座から自主サークルが発足した。) ○今後も継続実施。(子育て中の自主グループに公費による保育を認めることで、活動を支援する)	A	公民館
			地域における教育力の構築	子どもはそれぞれの家庭にとってだけでなく、西東京市の社会全体の宝であり、教育は本来、親、当人、社会全体が共同して行うものです。 子育てについての情報交換や交流活動を通じて、地域で支える子育て支援のネットワークづくりを進めます。 「心の東京革命」の一層の推進 東京都の「『心の東京革命』教育推進プラン」を考慮し、「心の東京革命」地域アドバイザーの活動や、地域で実施されている子育てに関する自主事業等への支援に努めます。 プレイリーダーの育成 全庁的な人材育成をテーマとして、関係部課との十分な連携を取り、子どものリーダー育成と活用の場の提供に努めます。	①関連事業への支援及び啓発活動の推進。 ②青少年育成会への活動の場の提供。 (プレイリーダー活用の機会の検討及び活用) 今後も市長部局児童青少年課を中心として、継続実施。 今後も市長部局児童青少年課を中心として、継続実施。	B	-
			児童虐待への対応	「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)等、専門家等による人権学習を含めた学習機会の充実を図り、虐待の防止に努め、豊かな親子関係の創造と健全な育成に努める地域づくりを進めます。 また、学校や子ども家庭支援センターをはじめとする関係機関とネットワークを組み、児童虐待に迅速・適切に対応できる仕組みづくりに協力します。	●児童虐待防止に向けて、必要な人権学習や虐待に関する学習機会の情報提供。(要保護児童対策地域協議会への参加及び相談ネットワークの構築・運営) ○今後も市長部局関係機関を中心として、継続実施。	A	-

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
			(3) 市民の多様な学びを支える社会教育の充実				
			公民館事業の新たな展開	地域に密着した「学び合いの場」を提供し、市民主体のまちづくりにつなげていく参画・体験型学習に積極的に取り組んでいきます。 公民館の体制、制度の見直し 行財政改革大綱で示された土・日の事業展開、公民館の管理・運営の民間委託について、積極的に民間のノウハウを導入し、効率的・効果的な運営を推進します。 受益者負担に基づく施設使用料や時間帯の見直しの検討	①職員定数減員に伴う専門員の採用や夜間・休日での公民館講座の実施。 ②受益者負担に基づく施設使用料や時間帯の見直しの検討中。 今後も継続実施。(平成20年度には「公民館事業見直し検討委員会(職員PT)」を立ち上げ、運営のあり方を検討) 今後も引き続き検討。	B	公民館
			図書館事業の充実	子どもの読書活動推進計画の策定 読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないという観点から、積極的に環境の整備を推進する計画を策定します。 絵本と子育て事業(ブックスタート)の推進 IT時代に即応したインターネットを活用する更なるサービスの充実と展開 市民が自由に選択できる質的、数的な図書資料の充実が最優先ですが、視聴覚資料(CD・DVD等)の充実にも努めていきます。 IT施設設備の改修・整備 事業・業務の民間委託 公民館と同じように、行財政改革大綱で示された、民間のノウハウを導入・活用した事業・業務の民間委託及び市民嘱託員制度による人材活用を図ります。	①平成17年度に「子ども読書活動推進計画策定懇談会」を設置・開催し計画を策定し、平成19年度には庁内委員会において進捗状況の確認・報告書の作成を実施。 ②絵本と子育て事業の推進を継続。 ③平成17年度にインターネットを導入し、活用している。 ④IT施設設備については、検討中。 ⑤民間委託の調査、検討及び嘱託員の推進化を継続し、平成19年度には図書館協議会の提言を受けた。 平成20年度において、市民参加の懇談会を設置・開催しこれからの「子ども読書活動推進計画」のあり方を検討する。 絵本と子育て事業の推進を継続する。 平成20年度には、保谷駅前図書館でのサービスが開始されるので、更なる事業拡大を図る。 IT施設設備については、今後も検討する。 庁内委員会を設置・開催し、事業見直しの計画策定を実施する。	B	図書館
			青少年にシフトした社会教育事業の展開	西東京市の未来を担う青少年が、精神的、社会的に自立した人間として健やかに育つことをすべての市民は願っています。そのために、青少年の主体性を尊重した青少年対象事業の充実を図ります。 また、民間のノウハウを活用し、公民館、図書館を利用した家庭教育の向上、体験を伴うさまざまな事業に取り組みます。	●異世代交流事業及び青少年実体験講座の実施。 ○今後も継続実施。(更なる内容の充実を図ると共に、平成20年6月オープンした保谷駅前公民館における音楽利用室を若者向けにPR)	B	公民館
			質的に高い文化の創造	市民の文化活動に対して活動・発表の機会を提供し、地域の文化・伝統の継承を図ると共に、市民相互交流により、質の高い文化の創造を目指し、活気ある地域文化活動の充実を図ります。 (仮称)文化振興計画の策定について市長部局との協議 市民文化祭の充実 姉妹都市(下郷町)・友好都市(勝浦市)との文化交流	①文化振興条例については、市長部局の生活文化課にて検討中。 ②市民文化祭の充実について実行委員会と協議中。 ③姉妹都市・友好都市との文化交流は、市長部局の生活文化課にて実施。 ～ 市長部局と文化行政のあり方の検討を進め、充実を図る。	B	社会教育課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
(4) 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実							
		生涯スポーツ環境の整備	市民が、生涯にわたって、健康で活力ある生活を送るために、地域や日常生活の中で各種スポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、環境整備を進めます。 (財)文化・スポーツ振興財団や体育協会等と連携を取りながら、西東京市全体のスポーツの振興を図っていきます。体育施設の管理運営については、(財)文化・スポーツ振興財団を活用し、施設の効率的な運営と新たな各種事業の展開を目指します。 また、現状の体育施設の料金体系や使用時間帯についても、早急な見直しを図ります。 スポーツ振興計画の策定 市のスポーツ振興のための計画目標、施策、課題や方向性、(財)文化・スポーツ振興財団や体育協会等関係団体との役割、機能を明らかにし、地域の市民ニーズを正しく把握し、実情実態に即した中・長期的かつ総合的な視点からの計画を策定します。 高齢者・障害者のスポーツ活動の確保と展開 地域スポーツの振興策 総合型地域スポーツクラブ の設立と広域スポーツセンターとの連携の検討	<p>①平成16年度に実施した意向調査を反映した「西東京市スポーツ振興計画」を平成18年3月に策定済。</p> <p>②「西東京市スポーツ振興計画」の中で、方向性を検討。</p> <p>③「西東京市スポーツ振興計画」の中で、方向性を検討。</p> <p>④平成17年度に、西原総合教育施設を拠点とした準備委員会を設置し、総合型地域スポーツクラブを設立。</p> <p>平成18年3月に「西東京市スポーツ振興計画(計画期間:平成18年度から平成25年度まで)」を策定済。 指定管理者による高年齢者の介護予防や健康増進、障害者のスポーツ活動等を実施する。 指定管理者によるスポーツ施設の管理・運営及びスポーツ振興事業を実施する。 今後も継続実施。</p>	B	スポーツ振興課	
		スポーツ団体への支援・指導者の育成	市民が主体的、継続的にスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、スポーツ団体への支援、指導者の育成に努めます。 体育指導委員 の資質の向上 (財)文化・スポーツ振興財団、体育協会等によるリーダー養成教室との連携協力	<p>①日本体育協会、東京都体育協会及び市が実施する研修等の開催。</p> <p>②文化・スポーツ振興財団、体育協会との連携により、リーダー養成のための講習会を実施。</p> <p>今後も継続実施。 指定管理者・体育協会と連携し、「日本体育協会公認スポーツ指導者」講習会参加により、市が目指すスポーツ振興施策を実施していく。また、スポーツ指導者の育成とスポーツ人口の裾野拡大を目的とした「プレ・コーチング教室」を実施する。</p>	A	スポーツ振興課	
		新たなスポーツ活動への取り組み	すべての市民が、自分に合うスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、新しいスポーツの導入、普及に努めます。 ニュースポーツの普及 体育協会に加盟している競技団体とは別に、地域の活動を中心としたニュースポーツ的なスポーツ団体についても、体育協会の地域の指導者や体育指導委員を中心に育成に努めます。 また、青少年の健全育成、週5日制に対応して、地域のスポーツの振興を目指した体育協会の各種競技団体が実施するスポーツ教室についても、場や日程の確保を図りながら充実・拡充を図ります。 姉妹都市(下郷町)・友好都市(勝浦市)とのスポーツ交流 予定されている東京国体(平成25年度)に向けての体制の検討	<p>①体育指導委員の活用により、ニュースポーツを育成・指導し、体育協会を通して連盟等の行う各種大会・教室を支援することで、ニュースポーツの普及を推進。</p> <p>②姉妹都市・友好都市とのスポーツ交流について、市長部局の生活文化課と検討。</p> <p>③国体大会中央競技団体の視察受け入れ等の調査及び準備。 (西東京市は、バスケットボールの会場となることが決定)</p> <p>今後も継続実施。 市長部局の生活文化課と協議・検討を進め、充実を図る。 国体開催に向けた具体的な施設改修計画の作成に取り組む。</p>	B	スポーツ振興課	

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課	
				(5) 地域を掘り起こし故郷を見直す文化財保護の推進				
				文化財資料の収集、整理と活用	郷土の歴史・西東京市の文化伝統への理解と愛着を深めるため、遺跡からの出土品や、民具農具等の市内の文化財資料の収集、整理、公開に努めます。また、文化財行政推進の体制づくりを検討します。 遺物、民具の整理、特別展示会の開催 数多く出土している遺物や西東京市の先人達を使用した民具の整備についても、西原総合教育施設（旧西原第二小学校）への郷土資料室の移設に併せて一層の充実を図り、公開していきます。 南入経塚（みなみいりきょうづか）の調査への協力 保谷・調布線（都市計画道路3-2-6）の施工に伴う、住吉町5丁目にある南入経塚の東京都の行う調査に協力します。	<ul style="list-style-type: none"> ①郷土資料室での展示等を継続。 ②都の調査への協力を継続。 今後も継続実施。 今後も継続して協力する。	B	社会教育課
				文化財の調査・保護	各種文化財の調査活動、保存、管理、展示、発表、伝承活動等の推進を図ります。 文化財の復元 旧田無村の穀櫃（こくびつ）の復元に向けての調査研究を進めます。 下野谷（したのや）遺跡の保存に向けての調査研究 下野谷遺跡の保存に向けて、財政措置も含めて計画化を図ります。その中で跡地の活用についても研究を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ①平成17年度に、復元調査研究完了。 ②平成17年度に、遺跡試掘調査及び史跡公園の整備構想を市長部局の公園緑地課（現：みどり公園課）へ引継ぎ、史跡公園の活用。 平成17年度に復元調査研究完了。 今後も継続して保存に向けての調査研究を進めるとともに史跡公園の有効活用を図る。	A	社会教育課
文化財に親しむ機会の拡充	文化財に関する資料作成や講座等の実施により、郷土への理解、文化財保護への意識を高めます。 子どものための文化財教室の開催 文化財マップ、カードの作成 文化財ウィークへの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ①文化財教室の実施。（平成19年度には、体験型の火起こし教室等開催） ②平成17年度に文化財マップを頒布し、平成19年度には下野谷遺跡公園のパンフレットを作成。 ③東京都文化財ウィークの中で、写真展・講演会等を開催。 今後も継続実施。 今後も文化財マップ・パンフレット等の見直しを図る。 今後も継続実施。	A	社会教育課				

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
		(6) 生涯学習環境の整備					
		生涯学習の推進・支援体制の整備		<p>市民の学習を総合的・全庁的に支援するための推進体制の充実を図ります。</p> <p>生涯学習推進計画の取り組み</p> <p>全庁的、体系的に取り組むため、市長部局とも連携を図りながら、計画を実行します。</p> <p>生涯学習活動やコミュニティ活動の拠点整備</p> <p>多様な生涯学習活動を市民が主体的、日常的に展開できるよう、公共施設等を活用した市民の自主運営による生涯学習活動やコミュニティ活動の拠点を整備を進めます。</p> <p>(仮称)地域学習活動センターの設置</p> <p>学校を地域の生涯学習の拠点と位置付け、市民参加の運営協議会を各学校に設置し、学校施設や地域の人材等を活用しながら学習・文化・スポーツ、体験事業等に取り組みます。</p>	<p>①平成17年度に実施計画を策定し、平成19年6月には「生涯学習推進計画連絡調整会部会」を発足。</p> <p>②学校施設開放運営協議会等により実施。</p> <p>③地域学習活動センターの設置については、検討中。</p> <p>平成20年度において、次期「生涯学習推進計画（計画期間：平成21年度から平成25年度まで）」を策定。</p> <p>今後も学校施設開放運営協議会等により実施。</p> <p>今後も検討を進める。</p>	B	社会教育課
		生涯学習情報システムの構築		<p>全庁的に体系化された生涯学習情報システムを構築し、ITを活用した市民への情報提供に努めます。</p> <p>生涯学習ガイドブックの作成</p> <p>市民の学習ニーズを喚起し、市民の生涯学習活動の活性化を図るため、団体情報、施設情報、事業情報等の生涯学習関連情報をまとめたガイドブックを作成します。</p> <p>ITを活用した生涯学習情報システムの検討</p> <p>リアルタイムの的確な情報の提供を図るため、インターネット等を活用した生涯学習情報の広域的な収集・提供システムの検討を進めます。</p>	<p>①ガイドブックの作成に向けて検討。</p> <p>②生涯学習情報システム構築の調査・検討。</p> <p>今後も引き続き検討。</p> <p>今後も引き続き調査・検討。</p>	C	社会教育課
		人材活用制度の拡充		<p>自分が学んだことや能力を、他者や地域に生かすためのコーディネートするしくみや体制づくりを進めます。</p> <p>生涯学習人材情報の整備、活用</p> <p>文化・スポーツ等のさまざまな分野での専門的知識や技能を持つ地域人材情報を把握し、学校や地域、各団体に積極的に活用できるような仕組みづくりを進めます。</p> <p>人材の発掘</p> <p>市内の各分野の専門家の発掘とその活用にも努めます。また、武蔵野大学や早稲田大学等、地域の高等教育機関からの人材活用についても検討します。</p>	<p>①生涯学習人材（講師・指導者）情報の見直し整備を実施。活用の拡充については、学習情報システムを構築する中で検討。</p> <p>②各種審議会委員、講座講師等に地域大学の人材を登用、活用した。</p> <p>今後も生涯学習情報システムの構築と併せて検討。</p> <p>今後も継続して、充実を図る。</p>	B	社会教育課
		まちづくりに関する学びへの支援		<p>市民が自分たちの住まわちを愛し、主体的にまちづくりに関わられるよう学習機会の充実を図ります。</p> <p>また、「生涯学習のためのまちづくり」から「生涯学習によるまちづくり」の総合的な推進への転換を図り、これまでの学習成果が生かされるような仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>武蔵野大学との連携</p> <p>平成14年5月に、西東京市と武蔵野大学とで地域のまちづくりを進めていくために締結した協定に基づき、同大学の実施する市民講座への市民参加や同大学の教授陣の協力による、教育委員会の各種施設での文化・スポーツ事業の実施に努めます。</p> <p>市内の高校との連携</p> <p>市内の都立・私立高校や都立養護学校等との連携を図り、公開講座等の事業に協力すると共に、市民が積極的に参加できる方策を検討します。</p> <p>早稲田大学、東京大学との連携</p>	<p>①～③各学校との共同事業の企画・実施</p> <p>～ 今後も各学校との共同事業の企画・実施に向けて連携を強化する。</p>	B	社会教育課

計画項目	計画の柱	主要施策	事務事業のテーマ	具体的な内容	●=実施状況 及び ○=今後の展望など	達成度	担当課
			(7) 学習・文化・スポーツ活動を支える基盤の整備				
			公民館施設の整備	社会教育施設の中でも、市民の生涯学習活動の拠点となる公民館は、地域の学習の場、つながりの場としての機能が期待されています。 公共施設の適正配置の検討の中で公民館の配置を見直します。同時に、地域学習情報提供の拠点整備や、地域コミュニティの構築や再生のための条件整備を図ります。	● 既存施設の改修計画の検討を進め、平成19年度には、保谷駅前公民館の建設準備及び住吉公民館の移転準備を実施。 ○ 平成20年度には、保谷駅前公民館の開館。	B	公民館
			図書館施設の整備	公共施設の適正配置の検討の中で現行図書館の配置を見直すと共に、高度多様化する市民のニーズに対応できるサービスの推進を図るため、中央図書館建設も早期に検討します。 中央図書館建設の検討 既存施設のリニューアル	① 平成17年度に、建替・改修等の懇談会を設置し、検討。 ② 下保谷図書館の整備を検討。 今後も高度多様化する市民ニーズに対応したサービスを提供できるよう検討を進める。 平成20年度には、保谷駅前図書館の開館。（今後も高度多様化する市民ニーズに対応したサービスを提供できるよう検討を進める）	B	図書館
			文化施設の整備	市民の文化活動の活性化を図るため、発表、交流の場の整備を図ります。また、貴重な文化財を保護し、後世に継承していくことを基本に、市民の学習活動や文化活動、展示等に活用できるよう文化施設の充実を図ります。 西原総合教育施設の郷土資料室を充実 伝統文化センターの設置の検討	① 郷土資料室の整理、展示の充実。 ② 設置に向けての調整・検討。 今後も、継続実施。（更なる充実を図る） 実施計画項目から削除	B	社会教育課
			青少年教育施設の整備	青少年の多様な活動を支援するため、青少年教育施設である菅平少年自然の家の施設整備と改修を図ります。 ○ 菅平少年自然の家の年次別計画的改修と運営方法の検討 菅平少年自然の家の施設整備については、学校教育とも連携を取りながら、当面の使用に対して年次計画を立て、施設の補修整備に努めます。また、管理運営についても、そのあり方について見直します。	● 「菅平少年自然の家検討委員会」を設置し、施設改修や運営方法等について、施設のあり方を検討。 ○ 今後は「菅平少年自然の家検討委員会」で方針を決定する。	B	菅平少年自然の家
			スポーツ施設の整備	新たな施設整備及び既存施設の一層の機能充実や活用を図り、市民の生涯スポーツ活動の多様なニーズにこたえられるよう、施設整備を進めます。また、今後、体育施設の管理運営については、統一的に（財）文化・スポーツ振興財団を活用することに伴い、スポーツ振興を支援する立場から、施設整備についても、（財）文化・スポーツ振興財団と十分な連携を図っていきます。 ひばりが丘団地建替に伴うグラウンドの整備 ひばりが丘団地の建替に伴い、西東京市と独立行政法人都市再生機構との協定に基づき、団地の中のスポーツ施設については、都市再生機構が整備を図り、西東京市が管理をしていくことになっています。これらのことから、現在の団地内のグラウンドを夜間照明のついたサッカー場、野球場、テニスコートなどや地区体育館、会議室等を含めた複合施設の確保に努めていきます。 西東京市体育館の建替え 田無庁舎に隣接する市体育館の老朽化に伴い、平成18年度のオープンに向けて建設を進めています。利用者相互の交流の場として機能するよう十分配慮し、スポーツ施設と文化施設双方の機能を兼ね備えた施設としています。 予定されている東京国体（平成25年度）に向けての環境整備の検討	① ひばりが丘団地建替事業に伴い団地内スポーツ施設を整備拡充。 ② 平成18年5月に「南町スポーツ・文化交流センター"きらっと"」を開館。 ③ 国体大会中央競技団体の視察受け入れ等の調査及び準備。 今後も継続実施。 指定管理者による運営で、更なる充実を図る。 国体開催に向けた具体的な施設改修計画の作成に取り組む。	B	スポーツ振興課
			学校施設・民間施設の活用	地域社会の教育力を高めるためにも、地域住民の生活に身近で、多くの学習機能を備えている学校や民間施設等、地域社会にある既存の施設を積極的、多面的に活用していきます。 学校施設開放事業の見直し 施設開放事業の遊び場開放事業については、土・日や平日の開放の時間帯設定等についても、制度をわかりやすくし、利用しやすい統一した制度への整備を早急に図り、より一層の充実に努めます。 校庭、体育館のほか、特別教室など施設開放の拡充 企業、都立高校、大学等のスポーツ・文化施設の活用 武野大学や早稲田大学、市内各種企業の文化・スポーツ施設が利用できるよう関係機関に働きかけていきます。	① 校庭・体育館の開放事業の充実に向けて開放の見直し・検討を実施。（平成19年度青嵐中学校体育館の施設整備に伴い開放事業拡充） ② 開放できる施設の拡充を検討。 ③ 活用拡充のための関係機関への働きかけの実施。 今後も継続実施。（平成20年度は、保谷中学校体育館の施設整備に伴い開放事業を拡充） 今後も継続実施。 今後も継続実施。	B	社会教育課

教育計画の用語

用 語	解 説
少人数学習集団による指導	学級数を超える集団数に分割（例：2学級を3分割）、児童・生徒の学習集団を弾力的に編成し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る指導方法。
習熟度別学習指導	学年・学級を習熟の程度に応じて小集団に再編成し、効果的・効率的に学習指導を進める方法。平成15年12月学習指導要領の一部改正により、従前の中学校に加え、小学校でも指導計画の作成に当たって配慮すべき事項とされた。
確かな学力	これからの子どもたちに求められる学力で、生きる力を知の側面からとらえたもの。知識・技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を指す。
T T（ティームティーチング）	1つの学習集団に、複数の教員が指導に当たることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着をめざす指導方法。
交換授業	小学校の学級担任が、学年内でいくつかの担当教科を交換して授業を行い、それぞれの個性や専門性を生かして、指導を充実させること。
選択授業	中学校で、課題学習や補充的な学習、発展的な学習など、生徒の特性等に応じた多様な学習活動を行うこと。時間数は、第1学年は年間30時間まで、第2・3学年は年間70単位時間までの範囲内で、各学校が定める。
ゲストティーチャー	より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して児童・生徒の指導を行う人材のこと。
アシスタントティーチャー	授業の中で、教師の学習指導の補助を行い、学習効果を高める役割を果たす人材のこと。
学生ボランティア	本市が提携する武蔵野大学や多摩ネットワークから派遣されて、児童・生徒の学習指導の補助にあたる学生のこと。
道徳授業地区公開講座	学校・保護者・地域が連携して道徳教育を推進することにより、学校の道徳教育を活性化するため、学校の道徳の時間の授業を公開し、授業や子どもの様子について意見交換を行う講座のこと。
職業体験	市内外の事業所で、生徒が実際に職業を体験することにより、望ましい職業観・勤労観を養い、職業選択を含めた生き方教育の充実に資する活動。
健康教育副読本	性教育、喫煙防止教育、薬物乱用防止教育等、健康にかかわる重要課題について市独自に内容を編集し、児童・生徒の学習に活用する副読本。
スクールカウンセラー	いじめや不登校などの多様化する課題に対応するため、東京都の中学校全校に配置された臨床心理士。学校組織の一員として、生徒の相談のほか、保護者や教員からの教育相談、生徒指導上の課題の解決等について、専門的な立場からの助言を行う。
学校経営計画	平成15年度から全都立高校及び盲・ろう・養護学校に導入された、学校の自律的改革促進と個性化・特色化を図るための計画。計画、実施、評価を行い、改善を図るマネジメントサイクルの仕組みを用いている。
小中一貫教育	中央教育審議会答申において示された、今後盛り込むべき施策の基本的な方向の一つで、異校種間連携の一つ。小中連携を進めて、9年間を見通した教育課程を編成し、中学校進学時の不安を取り除くことにより、円滑な接続を図る方法。
外国人講師	外国人英語指導補助員で、ALT（Assistant Language Teacher）ともいう。英語教員や学級担任の補助として、英語や英語活動の指導にあたる。平成15年度、本市では小学校11校に学級あたり5時間程度、中学校9校には10時間程度の補助員を配置している。
ノーマライゼーション	障害のある人もない人も、同じように社会の一員として社会参加し、自立した社会を目指す、という考え方。
特別支援教育	これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、LD等を含め、障害のある児童・生徒の教育ニーズに対して適切な教育や指導を通じ、必要な支援を行う教育のこと。
LD	LD（学習障害）は、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなど特定のものの習得と使用に困難を示す状態。
ADHD	ADHD（注意欠陥/多動性障害）は、次のような3つの行動特徴が、長期間にわたりしばしば見られる状態。不注意＝不注意な過ちをおかす、注意が持続しない、必要な物をなくすなど。多動性＝手足をそわそわ動かす、すぐに席を離れる、じっとしていられないなど。衝動性＝質問が終わらないうちに答える、順番を待つことが苦手など。
主幹	平成15年度から東京都の公立学校に導入された、新しい職。教頭の補佐、教員間の調整、人材育成、指導・監督を行う。小学校には2名、中学校には3名の配置を予定している。
人事考課	自己申告と業績評価の結果に基づき、校長・教頭が適切な指導や助言を行い、また、研修や自己啓発、適切な処遇等を行うことを通じて、職員の資質能力やモラルの向上、適材適所の人事配置や学校組織の活性化を図る制度。
研究奨励事業	西東京市立学校及び教員グループが当面する教育課題について研究するに当たり、研究奨励費を交付し、その研究成果を教育上の参考に供し、本市教育の充実振興に資することを目的とする事業。毎年、研究指定校2校程度、研究奨励校4校程度、研究奨励教員グループ6グループ以内を指定している。
学校運営連絡協議会	保護者・地域関係者等で構成され学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携の在り方等について提言し、開かれた学校運営に寄与している。

達成度の見方

指 標	解 説
A(↑)	西東京市教育計画に掲げる施策事業を概ね達成している。
B(↗)	西東京市教育計画に掲げる施策事業を一部達成し、今後更なる充実を図っていく。
C(→)	西東京市教育計画に掲げる施策事業を実施に向けて検討している。
D(↘)	西東京市教育計画に掲げる施策事業の進展が見られない。
E(↓)	西東京市教育計画に掲げる施策事業を停止又は廃止している。

(2)教育委員会の活動状況

教育委員の任命状況

ア 平成20年3月30日まで

職名	氏名
委員長	竹尾 格
委員長職務代理者	角田 富美子
委員	宮田 清蔵
委員	沼本 禧一
教育長	宮崎 美代子

イ 平成20年3月31日から

職名	氏名
委員長	竹尾 格
委員長職務代理者	沼本 禧一
委員	角田 富美子
委員	宮田 清蔵
教育長	宮崎 美代子

教育委員会開催状況

定例会 12回 臨時会 2回

ア 議案

議案	件名	議決年月日	結果
平成19年 議案第15号	西東京市立学校給食運営審議会委員の解嘱及び解任並びに委嘱及び任命についての専決処分について	19.4.24 (傍聴: 3人)	承認
議案第16号	西東京市社会教育委員の解任及び任命についての専決処分について	"	"
議案第17号	西東京市スポーツ振興審議会委員の解任及び任命についての専決処分について	"	"
議案第18号	西東京市公民館運営審議会委員の委嘱及び任命について	"	可決
議案第19号	西東京市図書館協議会委員の解任についての専決処分について	"	承認
議案第20号	西東京市図書館協議会委員の委嘱及び任命について	"	可決
議案第21号	西東京市立学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例(申出)	19.5.29 (傍聴: 4人)	"
議案第22号	西東京市文化財保護審議会条例の一部を改正する条例(申出)	"	"
議案第23号	西東京市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例(申出)	"	"
議案第24号	西東京市教育委員会事務局処務規則	"	"
議案第25号	西東京市教育委員会公印規則	"	"
議案第26号	西東京市立学校給食運営審議会条例施行規則の一部を改正する規則	"	"
議案第27号	西東京市社会教育委員の委嘱及び任命について	19.6.26	"
議案第28号	西東京市文化財保護審議会委員の委嘱について	(傍聴: 0人)	"

議案第29号	西東京市スポーツ振興審議会委員の委嘱及び任命について	〃	可 決
議案第30号	西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則	〃	〃
議案第31号	西東京市奨学資金支給条例施行規則	〃	〃
議案第32号	西東京市教育委員会教育長の職務代理者の指定に関する規則の一部を改正する規則	19.6.26	〃
議案第33号	西東京市教育財産管理規則の一部を改正する規則	〃	〃
議案第34号	西東京市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	〃	〃
議案第35号	西東京市社会教育委員会議規則の一部を改正する規則	〃	〃
議案第36号	西東京市社会教育指導員の設置に関する規則の一部を改正する規則	〃	〃
議案第37号	西東京市教育委員会担当職の職務に関する規程	〃	〃
議案第38号	西東京市教育委員会事務決裁及び専決規程の一部改正について	〃	〃
議案第39号	西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について	〃	〃
議案第40号	西東京市教育委員会広報発行規程の一部改正について	〃	〃
議案第41号	西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する取扱規程の一部改正について	〃	〃
議案第42号	西東京市郷土資料室の運営に関する規程の一部改正について	〃	〃
議案第43号	西東京市教育委員会の課長(相当職を含む。)の職以上の人事についての専決処分について	〃	承認
議案第44号	平成19年度西東京市教育委員会表彰について	19.7.24	可 決
議案第45号	平成20年度使用西東京市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択について	(傍聴: 8人) 〃	〃
議案第46号	西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	〃	〃
議案第47号	平成19年度教育関係9月補正予算について(申出)の専決処分について	19.8.28 (傍聴: 1人)	承認
議案第48号	西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について	〃	可 決
議案第49号	平成19年度西東京市教育委員会表彰について	19.9.25 (傍聴: 3人)	〃
議案第50号	西東京市教育委員会の課長(相当職を含む。)の職以上の人事についての専決処分について	19.10.23 (傍聴: 1人)	承認
議案第51号	平成19年度西東京市教育委員会表彰について	〃	可 決
議案第52号	西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例(申出)	19.11.20 ^{臨時}	〃
議案第53号	西東京市スポーツ・運動施設の指定管理者の指定について(申出)	(傍聴: 0人) 〃	〃
議案第54号	西東京市学校施設使用料の適正化について(諮問)	19.11.27 (傍聴: 0人)	〃
平成20年			
議案第1号	西東京市入学資金融資あっせん条例の一部を改正する条例(申出)	20.1.22 (傍聴: 1人)	〃
議案第2号	西東京市奨学資金支給条例の一部を改正する条例(申出)	〃	〃
議案第3号	西東京市立学校施設使用条例の一部を改正する条例(申出)	〃	〃
議案第4号	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例(申出)	〃	〃
議案第5号	西東京市図書館設置条例の一部を改正する条例(申出)	〃	〃
議案第6号	平成20年度西東京市立小・中学校の校長及び副校長人事の内申について	20.2.8 ^{臨時} (傍聴: 2人)	〃
議案第7号	西東京市教育委員会の委員の定数を定める条例(申出)	〃	〃
議案第8号	教育目標・教育方針について	20.2.26	〃
議案第9号	平成19年度教育関係補正予算について(申出)の専決処分について	(傍聴: 1人)	承認

議案第10号	平成20年度教育関係予算について（申出）の専決処分について	20.2.26	承認
議案第11号	西東京市スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則	〃	可決
議案第12号	西東京市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	20.3.31	可決
議案第13号	西東京市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を校長に委任する規程の一部改正について	(傍聴: 0人)	〃
議案第14号	西東京市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	〃	可決
議案第15号	西東京市教職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正について	〃	〃
議案第16号	西東京市立学校教職員健康管理規則の一部を改正する規則	〃	〃
議案第17号	西東京市教育委員会の指導主事の人事についての専決処分について	〃	承認
議案第18号	西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則	〃	可決
議案第19号	西東京市教育委員会の課長(相当職を含む。)の職以上の人事についての専決処分について	〃	承認
議案第20号	西東京市教育委員会文書管理規程の一部改正について	〃	可決
議案第21号	西東京市立学校事案決定規程の一部改正について	〃	〃
議案第22号	西東京市立学校教職員出勤簿整理規程の一部改正について	〃	〃
議案第23号	西東京市教育委員会が管理する公共施設予約管理システムの利用に係る登録に関する規則の一部を改正する規則	〃	〃

イ 選挙

選挙	件名	選挙年月日
平成20年 選挙第1号	西東京市教育委員会委員長の選挙について	20.3.31
選挙第2号	西東京市教育委員会委員長職務代理者の指定について	20.3.31

ウ 協議事項

	件名	協議年月日	結果
平成19年	中学校給食について	19.7.24	決定

教育委員会のその他の活動

ア 定例学校訪問

種類	訪問者	内容
A訪問	教育委員、教育長、教育部長、教育企画課長、学校運営課長、教育指導課長、教育相談担当課長、統括指導主事、指導主事	(午前)全学級の授業参観 (午後)研究授業・研究協議会
B訪問	教育指導課長、統括指導主事、指導主事	〃

19年度訪問実績（2年間でA Bを入れ替えて全校を訪問する。）

教育委員会訪問	学校名
4月25日（水）B	田無第一中学校
5月2日（水）A	谷戸小学校
5月16日（水）A	けやき小学校
5月23日（水）A	谷戸第二小学校
5月30日（水）A	栄小学校
6月6日（水）B	柳沢中学校
6月13日（水）B	明保中学校
6月20日（水）B	芝久保小学校
6月27日（水）B	田無第二中学校
7月4日（水）A	青嵐中学校
7月11日（水）A	ひばりが丘中学校
9月12日（水）B	泉小学校
9月19日（水）B	向台小学校
9月26日（水）B	田無第三中学校
10月3日（水）A	保谷中学校
10月10日（水）A	中原小学校
10月17日（水）A	保谷第一小学校
10月24日（水）A	本町小学校
10月31日（水）A	田無小学校
11月7日（水）B	保谷小学校
11月14日（水）A	保谷第二小学校
11月21日（水）A	碧山小学校
11月28日（水）A	田無第四中学校
12月5日（水）B	東伏見小学校
12月12日（水）B	東小学校
1月30日（水）A	柳沢小学校
2月6日（水）B	上向台小学校
2月13日（水）B	住吉小学校

イ P T A ・保護者の会連絡会との懇談会

11月8日（木）市長、教育長、教育部長、教育企画課長、秘書広報課長が出席し、西東京市立小中学校P T A ・保護者の会連絡会と要望事項について懇談。

ウ 小・中学校長との懇談会

8月2日（木）教育委員、西東京市立小中学校長と学校における諸課題をテーマにグループ懇談。

(3) 教育に関する事務の管理及び執行状況(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条関係/各タイトル後の()内は該当する号番号)

学校その他の教育機関の設置状況(第1、2、3、7、12号該当)

ア 小学校

学 校 名	所在地	教 室 数		児 童 数 (人) ¹ 19.5.1	教 職 員 数 (人) 19.5.1		建 物 面 積 (㎡)	屋 内 運 動 場 (㎡)	校 地 面 積 (㎡) 20.3.31	主 な 工 事 関 係 (平成19年度)
		普通	特別		教員系 ²	行政系 ³				
田 無	田無町 4-5-21	23	11	604(30)	33	4	5,426	930	15,722	
保 谷	保谷町 1-3-35	12	18	415	23	4	5,597	814	16,460	
保 谷 第 一	下保谷 1-4-4	14	15	496	23	9	5,220	628	11,815	給食室塗装工事、外柵・植栽等改修工事
保 谷 第 二	柳沢 4-2-11	17	12	530	26	11	5,042	800	12,300	
谷 戸	緑町 3-1-1	15	11	458	28	3	4,491	909	14,938	体育館大規模改造工事
東 伏 見	東伏見 6-1-28	16	19	522	28	4	5,537	798	16,515	渡り廊下設置工事
中 原	ひばりが丘 6-2-25	23	14	604(31)	34	11	5,378	796	13,659	水飲栓直結給水工事
向 台	向台町 2-1-1	19	12	674	29	8	4,558	817	13,487	体育館大規模改造工事
碧 山	中町 5-11-4	16	13	530	27	4	5,388	685	13,404	
芝 久 保	芝久保町 3-7-1	12	16	337	23	3	5,175	822	15,123	プール用温水シャワー設置工事
栄	栄町 2-10-9	16	13	537	25	4	4,268	803	10,180	プール用温水シャワー設置工事
泉	泉町 3-6-8	11	12	298	18	4	3,913	776	11,318	プール用温水シャワー設置工事、トイレ換気扇設置工事、パソコン教室ガス空調機取替工事、ガス管敷設替工事
谷 戸 第 二	谷戸町 1-17-27	18	10	556	25	9	4,550	786	13,587	非常階段改修工事、体育館玄関屋根改修工事
東	東町 6-2-33	13	14	337(13)	22	7	3,953	757	11,096	雨水浸透・貯留施設設置工事
柳 沢	南町 2-12-37	12	15	438	21	10	4,901	768	13,005	
上 向 台	向台町 6-7-28	22	10	760	35	9	5,560	1,023	15,028	築山等整備工事、受水槽取替工事
本 町	保谷町 1-14-23	12	11	349	19	7	4,480	804	9,690	ガス管敷設替工事
住 吉	住吉町 5-2-1	10	17	266	19	5	5,426	840	11,374	体育館屋根改修工事、保健室空調設備取替工事
け や き	芝久保町 5-7-1	22	14	737	34	3	10,454	1,112	17,943	
合 計		303	257	9,448(74)	492	119	99,317	15,668	256,644	

1 ()内は特別支援学級の児童数 2 休職・休業者を含む。 3 都事務、市事務、栄養士、給食調理員(民間委託は除く)、用務員を含む。

イ 中学校

学 校 名	所在地	教 室 数		生徒数 (人) 1 19.5.1	教職員数 (人) 19.5.1		建物面積 (㎡)	屋内運 動 場 (㎡)	校地面積 (㎡) 20.3.31	主な工事関係(平成19年度)
		普通	特別		教員系 2	行政系 3				
田 無 第 一	南町 6-9-37	14	23	409(16)	26	3	6,022	1,213	13,167	体育館・プール建替工事、校舎防火扉等改修工事、校地面積 556 ㎡減
保 谷	保谷町 1-17-4	18	16	565(14)	31	3	4,709	1,956	12,833	
田 無 第 二	北原町 2-9-1	11	20	403	23	3	5,684	908	18,001	トイレ改修工事、外柵改修工事
ひばりが丘	住吉町 1-14-28	13	20	446	23	3	5,915	1,175	19,160	テニスコート改修工事
田 無 第 三	西原町 3-4-1	12	14	436	24	3	4,702	937	15,846	体育館耐震補強工事、トイレ改修工事、非常階段改修工事
青 嵐	北町 2-13-17	13	24	458	25	3	9,089	2,324	17,133	校庭等整備工事、仮設グラウンド復旧工事
柳 沢	柳沢 3-8-22	9	21	333	19	3	5,136	1,189	13,897	図書室空調設備取替工事
田 無 第 四	向台町 2-14-9	13	18	491	23	3	5,575	1,363	13,505	外柵・植栽等改修工事
明 保	東町 1-1-24	11	17	339	22	4	5,760	1,289	15,687	
合 計		114	173	3,880(30)	216	28	52,592	12,354	139,229	

1 () 内は特別支援学級の生徒数 2 休職・休業者を含む。 3 都事務、市事務、用務員を含む。

ウ その他

施 設 名	所在地	施 設 内 容		利用延 べ人数	建物面積 (㎡)	屋内運 動 場 (㎡)	校地面積 (㎡) 20.3.31	主な工事関係(平成19年度)
		会議室 数	その他 の施設					
西原総合教育施設	西原町 4-5-6	9	5	11,048	4,601	823	13,200	なし

教育委員会の組織及び定数（第3号該当）

平成19年7月1日に、学校教育と社会教育（生涯学習）の連携を強化することから、学校教育部・生涯学習部を統合し、教育部とした。

平成19年度（組織改正前）

組 織 機 構	職員数 19年4月
合 計	171(3)
学校教育部	38
部長	1
教育庶務課	14
課長等	2
庶務係	5
施設係	7
学務課	11
課長等	1
学務係	6
保健給食係	4
指導課	9
課長等	2
教職員指導係	7
教育相談課	3
課長等	1
教育相談係	2
小中学校	67(2)
小学校	59(2)
中学校	8
生涯学習部	66(1)
部長	1
社会教育課	5
課長等	1
社会教育係	4
スポーツ振興課	6
課長等	1
スポーツ振興係	5
保谷公民館	19(1)
館長	1
事業係	4(1)
田無公民館	3
芝久保公民館	3
谷戸公民館	3

平成19年度（組織改正後）

組 織 機 構	職員数 19年7月
合 計	170(3)
教育部	103(1)
部長	1
特命担当部長	1
教育企画課	10
課長等	1
企画調整係	5
学務係	4
学校運営課	12
課長等	1
経理係	3
施設係	4
保健給食係	4
教育指導課	13
課長等	2
教育相談担当課長	1
教職員指導係	6
教育相談センター	2
教育情報センター	2
社会教育課	6
課長等	1
社会教育係	4
文化財担当	1
スポーツ振興課	6
課長等	1
スポーツ振興係	5
公民館	19(1)
館長	1
事業係	4(1)
田無公民館	3
芝久保公民館	3
谷戸公民館	3
住吉公民館	3
ひばりが丘公民館	2

住吉公民館	3
ひばりが丘公民館	2
中央図書館	33
館長	1
庶務係	2
奉仕係	9
芝久保図書館	2
谷戸図書館	4
柳沢図書館	5
下保谷図書館	4
ひばりが丘図書館	6
菅平少年自然の家	2
所長	1
管理係	1

図書館	33
館長	1
庶務係	2
奉仕係	9
芝久保図書館	2
谷戸図書館	4
柳沢図書館	5
下保谷図書館	4
ひばりが丘図書館	6
菅平少年自然の家	2
所長	1
管理係	1
小中学校	67(2)
小学校	59(2)
中学校	8

()内は再任用の人数で内書き

学齢児童・生徒について(第4号該当)

各学校の児童生徒数については、11～12ページを参照。

ア 学校(自由)選択制

申立期間 10月1日～10月31日

学校選択制度 適用件数の推移

学校名	20年度入学者				
	受入枠	申立件数	増	減	計
田無小学校	30	21	17	4	13
保谷小学校	30	8	7	4	3
保谷第一小学校	40	2	2	3	-1
保谷第二小学校	25	3	3	3	0
谷戸小学校	25	8	7	5	2
東伏見小学校	20	2	1	7	-6
中原小学校	20	5	5	3	2
向台小学校	20	3	3	6	-3
碧山小学校	5	7	5	2	3
芝久保小学校	15	17	13	6	7
栄小学校	15	2	2	3	-1
泉小学校	20	2	2	6	-4
谷戸第二小学校	30	7	6	6	0
東小学校	10	4	4	1	3

柳沢小学校	10	5	2	2	0
上向台小学校	5	6	4	9	-5
本町小学校	15	7	6	4	2
住吉小学校	13	3	2	7	-5
けやき小学校	20	4	3	13	-10
小学校 計		116	94	94	0
田無第一中学校	40	18	15	8	7
保谷中学校	30	51	26	4	22
田無第二中学校	40	4	3	8	-5
ひばりが丘中学校	40	12	9	9	0
田無第三中学校	40	3	2	12	-10
青嵐中学校	40	7	5	0	5
柳沢中学校	40	1	2	16	-14
田無第四中学校	30	20	11	2	9
明保中学校	40	4	4	18	-14
中学校 計		120	77	77	0
合 計		236	171	171	0

件数は、各年度入学時点の適用件数。したがって、申立はしたが私学等就学または転出等により学校選択申立を取消したものは含まない。

受入枠を超えて申立があった学校については、抽選を実施。

イ 不登校児童・生徒の適応指導教室の利用

適応指導教室入室児童・生徒数

	児童・生徒数(人)
小学生	5
中学生	39
合 計	44

適応指導教室とは、不登校状態にある児童・生徒を対象として学校生活への適応を促すことを目的に運営する教室。「スキップ田無教室」(西原総合教育施設内)及び「スキップ保谷教室」(保谷小学校別棟内)の2教室がある。

ウ 就学指導・入級指導

() 就学指導委員会

会議開催状況 7回

審議児童延べ人数 55人

() 通級指導学級入級委員会

会議開催状況 6回

審議児童延べ人数 38人(情緒17人 言語21人)

エ 特別支援教育の専門家チームおよび巡回相談に関して

() 専門家チーム会議

	開催年月日
第1回	平成19年8月10日
第2回	平成20年2月8日

() 専門家チーム委員派遣状況(延べ回数)

派遣場所	派遣回数
市立小学校	12回
市立中学校	2回
その他の機関	8回
計	22回

() 巡回相談実施状況

派遣場所	学校支援アドバイザー (延べ回数)	心理カウンセラー (延べ日数)
市立小学校	14回	737日
市立中学校	5回	-
市立保育園	29回	-
その他の機関	18回	-
計	66回	737日

オ 教育相談の状況

() 来室相談(含む適応指導教室入室相談)、電話のみの相談、緊急・臨時の相談

主訴分類	相談種別		電話のみの相談		緊急・臨時の相談	
	来室相談 (スキップ教室入室相談を含む。)		件数	延べ回数	件数	延べ回数
性格・行動に関する事(不登校、集団不適應、いじめ、情緒不安定等)	271	4,708	36	50	39	153
精神・身体に関する事(言葉の遅れ、神経症・同疑、脳器質障害等)	54	958	7	10	7	45
知的問題(学業不振等)	18	176	2	2	3	6
進路について	4	40	4	4	10	27
その他(しつけ・育て方、親子関係、教師との関係等)	19	307	36	41	44	154
合計	366	6,189	85	107	103	385

() 就学相談

主 訴	件数	延べ回数
通級入級相談(情緒)	31	232
通級入級相談(言語)	31	109
就学相談(小学校)	34	267
就学相談(中学校)	22	144
転学相談	36	271
その他心身障害に関すること	11	48
合 計	165	1,071

通常学級から特別支援学級、都立特別支援学校への転校等

() 言語相談(延べ件数)

開催状況：10回

延べ件数：就学前 56人、小学生 58人

() 小学校派遣心理カウンセラーの相談(週1回派遣)

主 訴	件数	延べ回数
性格・行動に関すること (不登校、集団不適應、いじめ、情緒不安定等)	782	5,490
精神・身体に関すること (言葉の遅れ、神経症・同疑、脳器質障害等)	139	1,273
知的問題(学業不振等)	160	973
進路について	6	50
その他(しつけ・育て方、親子関係、教師との関係、学級 経営等教員からの相談等)	890	4,298
合 計	1,977	12,084

教科用図書(第6号該当)

採択教科用図書一覧

【小学校】(17年度～20年度)

種 目	教科書名(発行会社名)
国 語	国語(光村図書出版)
書 写	小学書写(教育出版)
社 会	小学社会(教育出版)
地 図	楽しく学ぶ小学生の地図帳 (帝国書院)
算 数	新しい算数(東京書籍)
理 科	たのしい理科(大日本図書)

【中学校】(18年度～21年度)

種 目	教科書名(発行会社名)
国 語	現代の国語(三省堂)
書 写	現代の書写(三省堂)
社 会 (地理的分野)	わたしたちの中学社会 地理的分野(日本書籍新社)
社 会 (歴史的分野)	わたしたちの中学社会 歴史的分野(日本書籍新社)
社 会 (公民的分野)	新中学校公民 日本の社会と世界(清水書院)
地 図	中学校社会科地図(帝国書院)

生 活	あたらしいせいかつ (東京書籍)
音 楽	小学音楽 音楽のおくりもの (教育出版)
図 画 工 作	図画工作(日本文教出版)
家 庭	新しい家庭(東京書籍)
保 健	新しい保健(東京書籍)

数 学	中学校数学(大日本図書)
理 科 (第1分野)	中学校理科1分野 (大日本図書)
理 科 (第2分野)	中学校理科2分野 (大日本図書)
音 楽 (一般)	中学校の音楽 1・2・3 上・下 (教育芸術社)
音 楽 (器楽合奏)	音楽のおくりもの(器楽) (教育出版)
美 術	美術(日本文教出版)
保 健 体 育	新中学保健体育(学習研究社)
技 術 ・ 家 庭	技術・家庭(技術分野) 技術・家庭(家庭分野) (東京書籍)
英 語	NEW CROWN (三省堂)

教職員に対する研修実施状況(第8号該当)

校長・副校長・主幹・教諭研修会等実施状況

委員会 研修会名	回数	延べ 人数	実施年月日	研 修 内 容
道徳授業 地区公開 講座担当 者会 (10.1.3)	2	60	平成 19 年 4 月 23 日 平成 20 年 2 月 18 日	学校における道徳授業の充実について 道徳授業地区公開講座の実践と地域、家庭、学校と の連携について(保谷小・保谷第一小)
情報教育 専門員連絡 会 (10.1.3)	3	90	平成 19 年 6 月 22 日 11 月 26 日 12 月 14 日	協議「ネットワーク配信コンテンツ活用」 実践報告「情報モラル教育の実践」 実践報告「情報モラル教育の実践事例について」 情報教育にかかわる取組みについての情報交換

委員会 研修会名	回数	延べ 人数	実施年月日	研 修 内 容
特別支援 教育研修会 (10.1.3)	8	300	平成 19 年 6 月 29 日	「西東京市の特別支援教育の推進について」 西東京市教育委員会各課担当（学務係、教職員指導 係、指導主事、教育相談センター）
			7 月 23 日	講演 「特別支援教育コーディネーターの役割と校内委員会の 運営」 講師 西東京市立中原小学校 特別支援教育コーディネーター 千葉 千恵子 教諭
			8 月 27 日	講演 「交流及び共同学習を推進するにあたって」 講師 東京都立小金井養護学校 特別支援教育コーディネーター 木村 栄子 教諭
			8 月 28 日	講演 「特別な配慮を要する児童・生徒への指導の実際」 講師 東京学芸大学 教授 上野 一彦 先生
			10 月 19 日	講演 「特別な配慮を要する児童・生徒への指導の実際」 講師 西東京市教育委員会専門家チーム委員 宮本 紀夫 先生
			11 月 29 日	講演 「特別な配慮を要する児童・生徒への指導の実際」 講師 東京学芸大学 教授 小池 敏英 先生
			平成 20 年 1 月 25 日	「特別支援教育コーディネーターによる伝達講習」 講師 西東京市立保谷第二小学校 特別支援教育コーディネーター 北原 祐子 教諭
2 月 8 日	講演「特別な配慮を要する児童・生徒への指導の実際」 講師 西東京市教育委員会専門家チーム委員 安藤 公 先生			
人権尊重 教育推進 委員会 (10.1.3)	5	90	平成 19 年 5 月 31 日	協議「人権教育推進のための方針について」
			6 月 25 日	協議「人権課題の整理と課題解決のための検討」
			7 月 24 日	講演「年間指導計画作成と人権教育の推進」 講師 東京都教育庁指導部指導企画課 統括指導主事 神山 直子 先生
			11 月 16 日	授業研究「教科指導における人権教育の推進」 実施校 西東京市立中原小学校 講師 白梅学園大学 教授 村越 正則 先生
2 月 19 日	協議「本年度の取組みのまとめと次年度の課題」			

委員会 研修会名	回数	延べ 人数	実施年月日	研 修 内 容
教務主任会 (10.1.3)	11	300	平成 19 年 4 月 12 日 5 月 10 日 6 月 14 日 7 月 5 日 8 月 27 日 9 月 13 日 10 月 11 日 11 月 8 日 12 月 6 日 平成 20 年 1 月 15 日 2 月 1 日	教務主任の職務と役割及び年間研修計画について 研修「学習指導要領の改善の方向性の理解」 研修「教育課程の適正な実施と人権教育の推進」 研修「授業改善推進プランの活用と改善」 講演 「学校評価を生かしたカリキュラム・マネジメント」 講師 筑波大学附属小学校長 田中 統治 先生 研修「授業改善推進プランの改善」 研修「学校評価の在り方について」 研修「平成 20 年度教育課程の編成」 研修「平成 20 年度教育課程の編成」 研修報告会 「人権教育の推進」「学校評価の活性化」 説明会「教育課程の編成」
生活指導 主任会 (10.1.3)	11	320	平成 19 年 4 月 26 日 5 月 17 日 6 月 21 日 7 月 12 日 8 月 28 日 9 月 20 日 10 月 18 日 11 月 15 日 12 月 13 日 1 月 31 日 平成 20 年 2 月 7 日	年間計画、生活指導主任の職務と役割 子供家庭支援センター、適応指導教室について スクールカウンセラー事業等を生かした取組 夏季休業中の生活指導について、情報モラル教育 講演「規範意識を育てる指導」 講師 日本女子大学教授 鷓養 美昭 先生 児童・生徒の問題行動等生活指導上の諸問題に関する調査結果 いじめ等問題の対応に関する指導の在り方 各学校のいじめの防止に対する取組みについて 年末・年始の生活指導について 「学校 110 番通報訓練」について 西東京市の中 1 不登校未然防止対策の取組みについて
研究主任会 (10.1.3)	6	270	平成 19 年 4 月 17 日 6 月 26 日 7 月 25 日 10 月 15 日 平成 20 年 2 月 15 日	年間計画研修計画、各校の取組についての情報交換 校内研究の進め方、情報交換 講演「教育活動に生かすプレゼンテーション」 講師 マーキュリッチ有限会社 派遣講師 講演「小中連携による教育活動の推進」 講師 東京学芸大学准教授 小林 宏己 先生 多摩教育推進委員会報告会（多摩教育センター）
保健主任会 (10.1.3)	5	150	平成 19 年 4 月 24 日 5 月 24 日 7 月 26 日 11 月 22 日 平成 20 年 2 月 14 日	年間計画、情報交換「今年度の研修について」 不登校児童・生徒への対応、情報交換 講演「教職員のメンタルヘルスと保健主任の役割」 講師 東京都教職員総合健康センター 心理訪問相談員 卜部 裕介 先生 教育訪問相談員 橋本 肇 先生 研修「食育の推進について」 研修「児童・生徒の体力づくりの取組み」

委員会 研修会名	回数	延べ 人数	実施年月日	研 修 内 容
初任者 研修 (10.1.3)	18	370	平成 19 年 5 月 15 日 6 月 5 日 6 月 19 日 7 月 3 日 8 月 22 日 ~ 24 日 9 月 4 日 9 月 18 日 10 月 2 日 10 月 16 日 10 月 30 日 11 月 13 日 12 月 4 日 平成 20 年 1 月 22 日 1 月 29 日 2 月 5 日 3 月 4 日	開講式、講義「教員の職務と服務」 講義「人権教育の推進」 講義・実技「水泳実技と救助法」 講義「道徳授業の基礎・基本」 宿泊研修会「模擬授業、分科会協議、野外活動、近隣 学校訪問、授業参観等」 宿泊地 西東京市菅平少年自然の家 授業研究「提案授業」 分科会ごとの指導案検討 分科会ごとの授業研究 分科会ごとの授業研究・指導案検討 分科会ごとの授業研究・指導案検討 分科会ごとの授業研究・指導案検討 分科会ごとの授業研究・指導案検討 分科会ごとの授業研究・指導案検討 分科会ごとの授業研究 研修のまとめ・成果と課題 閉講式、初任者研修報告会
10 年経験者 研修 (10.1.3)	8	50	平成 19 年 5 月 24 日 8 月 24 日 8 月 24 日 10 月 5 日 11 月 9 日 12 月 7 日 平成 20 年 1 月 11 日 2 月 28 日	年間研修計画及び個人研修テーマの作成 講義・演習 「生活指導及び進路指導における指導の在 り方 事例に基づいたカウンセリングの理 論と実際」 講師 豊島区教育センター教育相談室 主任 印部 眞子 先生 演習・講義「事例に基づく研修（生活指導）」 講師 西東京市教育委員会 指導主事 授業研究及び協議会（道徳・保谷第二小学校） 授業研究及び協議会（理科・田無第一中学校） 授業研究及び協議会（算数・保谷第二小学校） 授業研究及び協議会（英語・ひばりが丘中学校） 授業研究及び協議会（国語・栄小学校）
主幹研修会	2	70	平成 19 年 5 月 1 日 7 月 23 日	演習・講義 「組織の活性化と主幹の役割」 指導・講評 講師 西東京市教育委員会統括指導主事 石井 卓之 講演「学校の活性化と主幹によるミドル・マネジメン ト」 講師 東京学芸大学 教授 葉養 正明 先生
校長研修会 (10.1.3)	2	60	平成 19 年 6 月 1 日 12 月 7 日	講演「創造の基本」 講師 (株)創造開発研究所 日本教育大学院大学教授 高橋 誠 所長 講演「組織における危機管理意識の育成 ～保護者の理不尽な要求への対応～」 講師(株)開倫塾取締役社長 林 明夫 先生 同 小学部部長 事務局長 高尾 初江 先生

委員会 研修会名	回数	延べ 人数	実施年月日	研 修 内 容
副校長 研修会 (10.1.3)	2	60	平成 19 年 6 月 8 日 12 月 14 日	講演「教育管理職の実務のための カリキュラムマネジメント」 講師 文教大学 蛭田 政弘 教授 講演 「保護者への対応の心得 ～ 理不尽な要求への具体的な対応方法～」 講師(株)開倫塾取締役社長 林 明夫 先生

児童・生徒の保健関係（第9号該当）
日本スポーツ振興センター給付件数及び給付金額（1）

学 校 名	件 数 (件)	給 付 金 額 (円)
田無小学校	33	584,895
保谷小学校	25	224,302
保谷第一小学校	38	581,702
保谷第二小学校	42	399,023
谷戸小学校	25	372,715
東伏見小学校	60	764,133
中原小学校	62	498,862
向台小学校	36	237,648
碧山小学校	57	474,363
芝久保小学校	28	144,718
栄小学校	26	510,234
泉小学校	25	179,631
谷戸第二小学校	23	176,179
東小学校	45	422,167
柳沢小学校	21	151,992
上向台小学校	37	246,540
本町小学校	12	74,301
住吉小学校	32	242,826
けやき小学校	40	305,106
小 学 校 計	667	6,591,337
田無第一中学校	40	303,692
保谷中学校	37	723,285
田無第二中学校	25	495,914
ひばりが丘中学校	41	532,588
田無第三中学校	49	717,458
青嵐中学校	39	873,416
柳沢中学校	39	306,062
田無第四中学校	50	881,178
明保中学校	32	384,614
中 学 校 計	352	5,218,207
合 計	1,019	11,809,544
前年度比率（2）	116%	109%

- 1 子供の学校災害に対する給付金。給付金額は、平成19年度請求に対する給付額。
- 2 平成18年度合計件数及び給付金額を100としたときの比率

学校給食の実施状況（第11号該当）

ア 小学校給食調理業務民間委託の実施状況

委託実施校 11校 保谷小学校・東伏見小学校・碧山小学校・泉小学校・住吉小学校・
栄小学校・芝久保小学校・けやき小学校・田無小学校・谷戸小学校・
上向台小学校（ は平成19年度から実施した学校）

直営実施校 8校 保谷第一小学校・保谷第二小学校・中原小学校・向台小学校・
谷戸第二小学校・東小学校・柳沢小学校・本町小学校

イ 中学校牛乳給食実施校

実施校 8校 田無第一中学校・保谷中学校・田無第二中学校・田無第三中学校・
青嵐中学校・柳沢中学校・田無第四中学校・明保中学校
は19年度から実施した学校

未実施校 1校 ひばりが丘中学校

社会教育(第1、12号該当)

ア 社会教育委員、社会教育委員の会議開催状況

() 社会教育委員名簿

任期 平成17年7月1日から平成19年6月30日まで

議長 副議長

構成	氏名	備考
学校教育の関係者	児玉健二	
	椎野芳拳	平成19年4月1日から
社会教育の関係者	井上れい子	
	小川朝昭	平成18年7月1日から副議長
	中込廣	
	永都和躬	
	杉山慶子	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	住田佳子	
	橋本典子	
学識経験のある者	有澤多津子	
	杉原誠四郎	
	松本辰雄	平成18年7月1日から議長

任期 平成19年7月1日から平成21年6月30日まで

議長 副議長

構成	氏名	備考
学校教育の関係者	児玉健二	(平成20年3月31日まで)
	椎野芳拳	(平成20年3月31日まで)
社会教育の関係者	小川朝昭	
	岡村保江	
	瀧島晴治	
	濱崎昌子	
	松嶋真	
	宮崎澄子	
家庭教育の向上に資する活動を行う者	橋本典子	
	本田久美子	

学識経験のある者	有 澤 多津子	
	貝 塚 茂 樹	
	松 本 辰 雄	

根拠等：社会教育委員設置条例

() 会議の開催状況

定例会 12回

主な審議事項 社会教育関係団体の補助金、菅平少年自然の家のあり方について

() 研修会

年月日 平成19年10月18日 午後2時から4時まで

会 場 西東京市役所保谷庁舎東分庁舎 地下1階C会議室

内 容 「社会教育委員の使命と役割について」

～社会教育委員の職務等に関する調査研究から～

講 師 安部 正俊(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター専門調査員)

イ 地域生涯学習事業

学校週5日制の実施に伴い、児童等の学習活動の援助をはじめ地域の文化活動や社会教育活動を促進する目的で地域生涯学習事業を実施する。

委託先	委託料(円)	延べ事業回	参加者延べ数
西東京市立保谷第一小学校施設開放運営協議会	780,539	12	528
西東京市立保谷第二小学校施設開放運営協議会	1,106,000	78	1,357
西東京市立谷戸小学校施設開放運営協議会	475,666	15	715
西東京市立東伏見小学校施設開放運営協議会	431,258	12	205
西東京市立中原小学校施設開放運営協議会	782,000	11	1,239
西東京市立向台小学校施設開放運営協議会	126,250	3	35
西東京市立栄小学校施設開放運営協議会	536,961	6	1,814
西東京市立谷戸第二小学校施設開放運営協議会	681,451	15	587
西東京市立東小学校施設開放運営協議会	490,252	29	810
西東京市立柳沢小学校施設開放運営協議会	567,037	36	902
西東京市立本町小学校施設開放運営協議会	604,000	12	827
西東京市立けやき小学校施設開放運営協議会	470,000	15	566
西東京市地域活動の会	700,000	10	225
合 計	7,751,414	254	9,810

ウ 公民館

公民館名	所在地	講座室数	建物面積(m ²)	利用件数(件)	延べ利用者数(人)
保 谷	柳沢1-15-1	6	1,204	4,610	64,739
田 無	南町5-6-11	7	1,241	5,318	68,831
芝 久 保	芝久保町5-4-48	6	974	2,991	36,337
谷 戸	谷戸町1-17-2	5	902	3,463	41,763

住 吉	住吉町6-1-25	5	620	3,409	48,234
ひばりが丘	ひばりが丘2-3-4	7	900	4,184	50,146
合 計		36	5,841	23,975	310,050

建物面積については、施設白書（平成 19 年 10 月）から引用

エ 公民館運営審議会委員、審議会開催状況

() 委員名簿

委員：13 人 任期：平成 17 年 5 月 1 日から平成 19 年 4 月 30 日まで(第 3 期)

会長 副会長

区 分	氏 名
学校教育関係者	細井邦夫、浅倉隆壽
社会教育関係者	濱崎昌子、柳澤英之、下栗庸隆、富澤佳代子、野間春二、伊波真貴子、森忠、武田雅子
家庭教育の向上に資する活動を行う者	石橋いづみ、紺野和子
学識経験者	遠山久敬

平成 18 年 12 月 1 日以降欠員 1 人

委員：14 人 任期：平成 19 年 5 月 1 日から平成 21 年 4 月 30 日まで(第 4 期)

会長 副会長

区 分	氏 名
学校教育関係者	細井邦夫、浅倉隆壽
社会教育関係者	土田伸行、藤田律、江原ひろみ、古賀節子、野間春二、伊波真貴子、森忠、武田雅子
家庭教育の向上に資する活動を行う者	石橋いづみ、加藤真理
学識経験者	上田幸夫、萩原建次郎

根拠等 西東京市公民館設置及び管理等に関する条例

() 会議

開催状況 定例会 12 回

主な審議事項 事業計画書・報告書について

公民館だより編集室報告

正副会長及び公民館だより編集委員の選出

(仮称)保谷駅前公民館・図書館の実施設計図について

諮問事項について

平成 20 年度公民館事業計画

オ 公民館実施事業

() 市民企画事業

実施件数 41 件、内容「科学の目で楽しく学ぶ環境問題」他

実施団体 32 団体

() 公民館主催事業

実施件数 102 件

- ・ 保谷 20 件、内容「花と緑のある暮らし」他
 - ・ 田無 19 件、内容「私にもできるやさしい人形劇」他
 - ・ 芝久保 13 件、内容「初心者のための陶芸教室」他
 - ・ 谷戸 13 件、内容「エスペラント入門」他
 - ・ 住吉 20 件、内容「よさこい調東京音頭ロックを踊ろう」他
 - ・ ひばりが丘 17 件、内容「手づくり絵本講座」他
- 延べ参加人数 17,876 人

() 保育室プレ体験事業

実施回数 7 回

(保谷 2 回、芝久保 2 回、谷戸 1 回、ひばりが丘 2 回) 延べ参加人数 親子 45 組

カ 図書館

図書館名	所在地	建物面積 (㎡) ²	貸出冊数 (冊) ³	貸出利用者数 (人) ⁴
中 央	南町5-6-11	1,571	597,121	206,678
下保谷 ¹	下保谷4-3-18	572	294,720	94,003
芝 久 保	芝久保町5-4-48	625	184,594	56,649
谷 戸	谷戸町1-17-2	770	243,415	77,306
柳 沢	柳沢1-15-1	813	449,012	151,122
ひばりが丘	ひばりが丘1-2-1	1,101	492,444	176,075
新町(分室)	新町5-2-7	117	25,716	9,045
合 計		5,569	2,287,022	770,878

1 平成 20 年 5 月 19 日閉館

2 建物面積については、施設白書(平成 19 年 10 月)から引用

3、 4 個人貸出に限る。

キ 図書館協議会委員、協議会開催状況

() 委員 任期 平成 19 年 5 月 1 日から平成 21 年 4 月 30 日まで

区 分	氏 名	人 数
学校教育関係者	吉田 勉 木曾 友仁	2
社会教育関係者	浅野 洋美 一方井 寿子 木山 碩夫 村田 眞昭 服部 雅子	5
学識経験者	八木 正明 小西 和信 大澤 正雄	3

印は会長、 印は副会長 根拠等 西東京市図書館設置条例

() 会 議

開催状況：定例会 4 回 臨時会 4 回 検討部会 3 回 視察研修 2 回

主な審議事項：議案「図書館事業の見直しについて」(提言)報告

ク 菅平少年自然の家

施設名	所在地	室数		建物面積 (㎡)	宿泊利用 (人)	
		宿泊用	その他		移動教室	一般
菅平少年自然の家	長野県上田市菅平高原1223番地4516	21~37	2	2,454	3,424	1,880

建物面積については、施設白書(平成19年10月)から引用

スポーツ施設(第1、12号該当)

ア スポーツ振興審議会

() スポーツ振興審議会委員名簿

任期 平成19年7月1日から平成21年6月30日まで

会長、 副会長

区 分	氏 名	推 薦 団 体 等
社会体育関係者	内 田 勇	体 育 協 会
	渡 邊 一 雄	地 域 団 体
	三 原 重 子	地 域 団 体
	土 屋 悦 子	公 募 市 民
学校体育の関係者	能 智 功	都立高等学校長
	小 此 木 始	小学校長会
	中 島 理 知	中学校長会
スポーツに関する学識経験者	伊 藤 順 藏	専門的知識を有する者
	北 岡 和 彦	専門的知識を有する者
	指 田 純	医 師 会

根拠等 スポーツ振興法及び西東京市スポーツ振興審議会条例

() 会議

開催状況：5 回

主な審議事項：「指定管理者の選定について」審議・承認

「スポーツ施設条例の一部改正について」審議・承認

イ 体育指導委員

任期 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

委員長、 副委員長

姉松 かつ代	田村 真理子			
高濱 美沙子	村上 博美	柏木 英子	穴倉 祐子	河野 邦子
渡辺 文子	米崎 雅夫	小野寺 正夫	松本 光司	加藤 芳郎
堀内 千春	中條 尚子	大曾根 富美子	大安 紀子	大森 眞千子
田澤 昌志	狩野 奕	瓜生 美由紀		

根拠等 スポーツ振興法及び西東京市体育指導委員に関する規則

ウ スポーツ施設

() 総合体育館利用状況

所在地：向台町5-4-20

	総合体育館							合計
	団体使用					個人使用		
	第1体育室		第2体育室	会議室		第1・第2体育室	トレーニング室	
	全面	半面		第1	第2			
件数	131	800	919	190	0	-	-	2,040
人数	8,488	16,778	24,230	6,170	0	16,184	12,125	83,975

() 市民運動場・市民公園グラウンド利用状況

施設名	所在地			件数	人数	
北原運動場	北原町3-3-61	団体使用		777	19,776	
芝久保運動場	芝久保町1-18-37	団体使用		514	15,905	
市民公園 グラウンド	向台町5-4-9	団体 使用	昼間	356	19,604	
			夜間	222	8,145	
		小計		578	27,749	
向台運動場	向台町5-4-44	団 体 使 用	昼 間	A面	568	12,302
				B面	595	17,600
				全面	91	8,976
				計	1,254	38,878
		夜 間	A面	122	2,689	
			B面	144	6,012	
			全面	4	0	
小計		270	8,701			
小計		1,524	47,579			
合計				3,393	111,009	

() 西原総合教育施設内スポーツ振興施設

所在地：西原町4-5-6

区 分	利用件数	利用人数
体 育 館	953	19,141
グラウンド	196	9,532
合 計	1,149	28,673

() 芝久保第二運動場利用状況

所在地：芝久保町5-6-28

施 設 名			件 数	人 数	施 設 名	件 数	人 数	
テニスコート	貸切使用	Aコート	1,501	7,414	遊びのひろば	個人使用	746	
		Bコート	1,388	6,727		合計	746	
		Cコート	1,491	7,673		使用日数	166	
		Dコート	1,129	5,348	合 計	貸切・団体使用	6,539	31,756
		Eコート	1,026	4,564		個人使用	746	
	合 計	6,535	31,726	合計	6,539	32,502		
	使用日数	326						
ゲートボール	団体使用	Aコート	7	41				
		Bコート	0	0				
	小 計	7	41					
	個人使用		0					
	合 計	7	41					
	使用日数	7						

() 西原広場利用状況(ゲートボール)

所在地：西原町3-9

	団体使用	個人使用	合計
件 数	0		0
人 数	0		0

() 南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」利用状況

所在地：南町5-6-5

	団 体 使 用					個人使用	合計
	第1 体育室	第2 体育室	武道場	多目的 ホール	会議室	第1体育室	
件数	1,084	1,165	643	1,013	405	-	4,310
人数	20,033	16,257	9,714	26,219	10,714	2,365	85,302

文化財の保護（第14号該当）

ア 文化財保護審議会委員、審議会開催状況

文化財保護審議会委員

委員名簿 会長 副会長

任期 平成17年7月1日から平成19年6月30日まで

保 谷 徹	都 築 恵美子	石 井 則 孝	関 根 恒 男
多々良 征四郎	近 辻 喜 一	並 木 宏 衛	山 下 喜一郎

任期 平成19年7月1日から平成21年6月30日まで

都 築 恵美子	関 根 恒 男	石 井 則 孝	鈴 木 賢 次
多々良 征四郎	近 辻 喜 一	並 木 宏 衛	山 下 喜一郎

根拠等：文化財保護審議会条例

会議の開催状況

定例会 4回

主な審議事項 西東京市指定文化財等について

イ 指定文化財一覧

指 定 番 号	名 称	指定年月日	所 在 地	西東京市条例 による種別
1	石幢六角地蔵尊	昭和40年8月30日	西原町2-5-43	市有形文化財
2	田無ばやし	昭和40年8月30日	田無町3-7-4（田無神社）	市無形文化財
3	延慶の板碑	昭和40年8月30日	西原町4-5-6（西原郷土資料室）	市有形文化財
4	稗倉	昭和42年2月25日	田無町2-12-7	市有形文化財
5	下田家文書（公用分例略記）	昭和42年2月25日	田無町2-10-8	市有形文化財
6	北芝久保康申塔	昭和42年2月25日	芝久保町4-12-48	市有形文化財
7	養老田碑	昭和45年7月14日	田無町2-12	市有形文化財
8	養老畑碑	昭和45年7月14日	田無町4-5-21（田無小学校）	市有形文化財
9	下田半兵衛富宅の木像	昭和45年7月14日	田無町3-8-12（総持寺）	市有形文化財
10	獅子頭（二頭）	昭和45年7月14日	田無町3-7-4（田無神社）	市有形文化財

11	高札（火付ケ御文言高札）	昭和57年4月23日	西原町4-5-6（西原郷土資料室）	市有形文化財
12	人馬賃銭御定メ掛札	昭和57年4月23日	西原町4-5-6（西原郷土資料室）	市有形文化財
13	葎山笠	昭和57年4月23日	西原町4-5-6（西原郷土資料室）	市有形文化財
14	十王堂一宇建立の碑	昭和57年4月23日	向台町2-8（向台墓地）	市有形文化財
15	玉井寛海法士の墓	昭和57年4月23日	向台町2-8（向台墓地）	市有形文化財
16	撃剣家並木先生の墓	昭和57年4月23日	芝久保町2-11（芝久保墓地）	市史跡
17	南芝久保庚申塔	昭和57年4月23日	田無町6-12	市有形文化財
18	地租改正絵図	昭和57年4月23日	南町5-6-11（中央図書館）	市有形文化財
19	文化九年検地図	昭和57年4月23日	田無町2-10-8	市有形文化財
20	文字庚申塔	昭和61年7月8日	新町1-2	市有形文化財
21	招魂塔	昭和61年7月8日	新町1-2（しらし窪墓地）	市有形文化財
22	六角地蔵石幢	昭和61年7月8日	保谷町4-7	市有形文化財
23	青面金剛庚申像	昭和61年7月8日	泉町2-3-2	市有形文化財
24	又六石仏群	昭和61年7月8日	住吉町3-18	市有形文化財
25	田無村御検地帳	昭和63年9月29日	南町5-6-11（中央図書館）	市有形文化財
26	真誠学舎関係文書（4点）	昭和63年9月29日	西原町4-5-6（西原郷土資料室）	市有形文化財
27	尉殿大権現 神号額	昭和63年9月29日	田無町3-8-12（総持寺）	市有形文化財
28	柳沢庚申塔	昭和63年9月29日	田無町2-22	市有形文化財
29	旧下田名主役宅	昭和63年9月29日	田無町2-10-8	市史跡
30	木彫彩色三十番神神像 （付厨子）	平成3年7月1日	下保谷3-11-17（福泉寺）	市有形文化財
31	木彫彩色俱利伽羅不動明王像	平成3年11月1日	住吉町1-6-5（寶晃院）	市有形文化財
32	石製尾張藩鷹場標杭	平成4年12月1日	保谷町5-16-9	市有形文化財
33	総持寺のケヤキ	平成5年5月21日	田無町3-8-12（総持寺）	市天然記念物
34	田無神社のイチョウ	平成5年5月21日	田無町3-7-4（田無神社）	市天然記念物
35	水子地蔵菩薩立像	平成6年3月1日	住吉町1-6-5（寶晃院）	市有形文化財
36	西浦地蔵尊	平成6年3月1日	保谷町5-12-24	市有形文化財
37	六地蔵菩薩立像	平成6年3月1日	住吉町1-2-12（東禅寺）	市有形文化財
38	榛名大権現石造物群	平成6年3月1日	東伏見3-6-13（氷川神社）	市有形文化財
39	石燈籠一对	平成7年3月1日	住吉町1-21-3（尉殿神社）	市有形文化財
40	奉納絵馬群	平成7年3月1日	新町2-7-24（阿波州神社）	市有形文化財
41	一文銭向い目絵馬二枚	平成7年3月1日	泉町2-7-25（寶樹院）	市有形文化財
42	菅原道真石像	平成7年3月1日	北町6-7-19（天神社）	市有形文化財
43	観音寺の宝篋印塔	平成8年3月	田無町5-7（観音寺）	市有形文化財
44	馬駈け市大絵馬	平成9年3月1日	泉町2-15-7（如意輪寺）	市有形文化財
45	氏子中奉納題目塔二基	平成9年3月1日	北町6-7-19（天神社）	市有形文化財
46	保谷囃子	平成9年3月1日	北町5-14-13（代表者）	市無形文化財
47	岩船地蔵尊	平成11年3月31日	保谷町6-4-7	市有形文化財
48	蓮見家文書	平成12年12月25日	北町1-3-30	市有形文化財
49	幕末の洋式小銃	平成13年1月9日	向台町2-3-14	市有形文化財

ウ 埋蔵文化財調査

遺跡名	所在地	対象面積 (㎡)	対 応	調 査 日 程	調査面積 (㎡)	内 容
下野谷遺跡 (18次)	東伏見 六丁目5番	356	本調査指導	平成19年3月1日 ～5月28日	356	縄文土器 旧石器
下野谷遺跡 (19次関連)	東伏見 三丁目6番	900	試掘調査	平成19年4月2日 ～4日	80	縄文土器 石器・住居跡 ピット
下野谷遺跡 (19次)	東伏見 三丁目6番	943.75	本調査指導	平成19年4月16日 ～8月18日	943.75	縄文土器 石器・住居跡 ピット
下野谷遺跡	東伏見 六丁目3番	162.08	立会調査	平成19年5月1日	-	埋蔵文化財に 影響なし
坂下遺跡	柳沢 二丁目1番	96.81	立会調査	平成19年5月14日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下宿南遺跡	南町 五丁目11番	58.12	立会調査	平成19年6月6日 平成19年6月13日	-	埋蔵文化財に 影響なし
南入経塚	住吉町 五丁目13番	123.67	本調査指導	平成19年7月23日 ～27日	123.67	近代の陶器 金属
中荒屋敷遺跡	下保谷 三丁目4番	114.26	立会調査	平成19年11月22日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷遺跡	東伏見 六丁目6番	103.83	立会調査	平成20年1月24日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷遺跡	東伏見 六丁目6番	116.56	立会調査	平成20年1月24日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷遺跡	東伏見 六丁目3番	27.65	立会調査	平成20年2月6日 ～8日	-	埋蔵文化財に 影響なし
下野谷遺跡	東伏見 六丁目3番	20.79	立会調査	平成20年2月28日 平成20年3月4日 ～7日	-	埋蔵文化財に 影響なし

その他

ア 障害児童等介助事業（小学校の通常の学級に在籍する障害のある児童に対する介助員派遣）

利用児童人数 37人

（19年度年間介助上限日数別人数 83日まで：4人 40日まで：9人 20日まで：24人）

活動した介助員 60人

活動延べ時間数 7,205時間

イ 学校施設開放

() 校庭・体育館利用状況(個人利用)

小学校名	校 庭		体育館	
	実施日数(日)	参加人数(人)	実施日数(日)	参加人数(人)
田無小学校	205	10,278	27	306
谷戸小学校	173	2,456	23	111
向台小学校	198	5,122	13	193
芝久保小学校	214	5,893	32	781
谷戸第二小学校	178	4,079	29	112
柳沢小学校	211	3,480	18	67
上向台小学校	212	4,697	16	109
けやき小学校	222	8,879	31	367
保谷小学校	159	8,754	29	960
保谷第一小学校	165	3,353	20	82
保谷第二小学校	216	1,988	32	481
東伏見小学校	215	4,105	16	153
中原小学校	161	2,589	26	332
碧山小学校	91	1,660	28	277
栄小学校	195	3,411	21	369
泉小学校	218	6,051	29	395
東小学校	147	4,392	31	490
本町小学校	139	3,144	15	231
住吉小学校	168	4,606	25	585
合 計	3,487	88,937	461	6,401

() 学校施設団体利用状況

学 校 名	校 庭(件)	体育館等(件)	合 計(件)
田無小学校	132	430	562
保谷小学校	235	296	531
保谷第一小学校	122	328	450
保谷第二小学校	124	235	359
谷戸小学校	103	317	420
東伏見小学校	237	405	642
中原小学校	278	382	660
向台小学校	106	201	307
碧山小学校	183	311	494
芝久保小学校	103	297	400
栄小学校	192	448	640
泉小学校	130	323	453
谷戸第二小学校	75	437	512
東小学校	282	243	525
柳沢小学校	90	434	524
上向台小学校	110	470	580
本町小学校	191	424	615
住吉小学校	183	155	338
けやき小学校	135	442	577
小学校 合計	3,011	6,578	9,589

田無第一中学校	0	323	323
保谷中学校	0	0	0
田無第二中学校	0	298	298
ひばりが丘中学校	0	230	230
田無第三中学校	159	162	321
柳沢中学校	0	261	261
青嵐中学校	0	68	68
田無第四中学校	0	302	302
明保中学校	102	268	370
中学校 合計	261	1,912	2,173
全 体 合計	3,272	8,490	11,762

ウ 成人式

年月日 平成20年 1月14日

午前の部 午前10時から午前11時30分

午後の部 午後 1時30分から午後 3時

会 場 保谷こもれびホール

参加者 午前の部 628人 午後の部 540人 合計1,168人

参加率 57% (出席者1,168人/対象者2,049人)

区 分 中学校区域

(午前の部) 田無第二中学校、田無第三中学校、青嵐中学校、明保中学校

ひばりが丘中学校の区域在住者

(午後の部) 田無第一中学校、田無第四中学校、保谷中学校、柳沢中学校の区域在住者

エ 広報発行状況

() 西東京の教育

年間発行回数：5回(5月、7月、11月、2月、3月)

印刷部数：91,500部/回

配布状況：全世帯配布

() 公民館だより

年間発行回数：12回(毎月)

印刷部数：89,387部/回(年平均)

配布状況：全世帯配布

() 図書館だより

年間発行回数：4回(4月、7月、10月、1月)

印刷部数：2,000部/回

配布状況：図書館窓口、市内小・中学校、市内公共施設、関係機関

第5 点検・評価に関する有識者からの意見について

武蔵野大学 准教授 岩田弘三 氏

第1に、西東京市教育委員会は、開かれた教育委員会を標榜し、それを実践に移してきたことは、教育現場や市民に対する活動状況からも明らかである。のみならず、それは、今回の評価委員会の席をとおしても、きわめて開放的かつ友好的に率直な意見交換ができ、そこで要望が出た各種資料が快く提供されたことから、明白である。この点は、教育委員会のあり方として、大いに評価できることをまず特筆しておきたい。

第2に、その事業活動についても、今回評価対象となっている平成19年度以前までに、多くの成果を挙げている。たとえば、西東京市の学校についての全国学力調査結果が、良好であったことなどは、その成果を如実に表していると考えられる。図書館の利用状況などについても同様である。

第3に、その平成19年度以前の状況を、さらに発展させるべく、平成19年度計画が立案されたわけであるが、それらのほとんどがおおむね達成されていることから、事業活動状況は、良好であると評価できる。

ただし、これまでの成果が良好であるとしても、西東京市民のために、さらにそれを進展させる必要があると思われる。これまでに積み重ねてきた実績が高いだけに、それに上積みすることは、なかなか困難なことは重々承知の上で、あえてより上を目指すような事業計画を策定し、それを実行していただくことを期待したい。たとえば、全国学力調査の結果として、現在の学力がかなり高いとしても、さらにそれを高めるように、教育の質を充実する努力が必要と思われる。それは、西東京市の教育目標とされているものすべてにあてはまる。あえて上を目指してほしい。現在の教育委員会の体制なら、それは十分可能と判断するが上に、あえて難題への挑戦を要望したい。

桜美林大学総合研究機構長 教授 田中義郎 氏

西東京市教育委員会の平成19年度事業の自己点検・評価の活動報告を受けて

教育委員会事業が有効であるべき対象は何か

概ね良好である。書面調査、ヒアリング調査のそれぞれの結果を踏まえ、12事業、それぞれの項目において慎重かつ適正に検証した結果、すべての項目において教育目標の理念に添って着実にかつ真摯に事業に取り組んでいることが認められた。とはいえ、教育を取り巻く社会状況は、予測される不確かな未来の到来で、子どもたちが豊かで生き生きとした人生をおくる準備を施すことを教育行政担当者に強く求めている。その中で、PDCA、即ち、P(Plan)・D(Do)・C(Check)・A(Action)サイクルを適切に導入し、組織的努力が有効な成果と成るべく更なる努力がなされるよう期待する。具体的には、以下のとおりである。

教育委員会としての企画立案機能が教育目標の達成に対して必ずしも十分でない部分が認めら

れる。とりわけ、ステークホルダーを念頭においた企画立案機能に改善の余地があるようである。ここでは、教育委員会が担う「事業の有効性」の対象は何であるのか、が重要である。今日、教育委員会事業の点検・評価では、以下の5つの質問への適切な回答が常に期待されている。

1. 成果 (Consequences) の適切性の視点から、
教育委員会事業の成果は、来るべき社会の人間形成、知識基盤 (Knowledge-Based)社会での人材育成に照らして、適切であるか。
2. 公正性 (Fairness) の視点から、
教育委員会事業およびその成果の評価、その運用は、来るべき社会の人間形成、人材育成の有り形に照らして、公正であるか。
3. 有意味性、有効性 (Meaningfulness, Effectiveness) の視点から、
教育委員会事業、評価および測定の方法は、来るべき社会の人間形成、人材育成に向けて有効であるか。
4. コストと効率性 (Cost and Efficiency) の視点から、
教育委員会事業およびその評価の一連の活動は、コストと効率性で見たときに、妥当であるか。
5. 信頼性 (Reliability) の継続的向上の視点から、
適切な教育委員会事業が適切な担当者によって、来るべき社会の人間形成、人材育成を目的として、適切に展開されるためのシステムは適切であるか。

さいごに、ここで「自己点検・評価」とは、新しい時代の教育委員会事業のエクセレンスに至る一つのアプローチではなく、どんなかたちであれそうしたエクセレンスと呼ぶに値するものにとって不可欠の構成要素であるに違いない、ことを確認しつつ、今後、将来に向けて優れた教育委員会事業の更なる発展の道筋が作られることを期待する。

政策研究大学院大学 教授 横道清孝 氏

学校施設については、平成19年度までにすべての校舎・体育館の耐震補強工事が完了するなど計画的な整備が進められていることは評価できる。今後は、合併時の想定とは異なる児童・生徒数の変化に対応した学校施設の適正配置に関する取組みを、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学区の見直しと併せて具体化していくことが求められる。

スポーツ施設への指定管理者制度の導入や学校給食における民間委託の導入など、民間活力の活用が図られ、また、図書館及び公民館においては嘱託員制度も導入されるなど効率的なサービス提供を図っていることは評価できる。今後とも、厳しい財政状況の下で、サービスの質の確保・向上にも留意しながら、民間活力のさらなる活用等効率的なサービス提供のあり方を追求していくべきである。

P T Aに加えて、学校運営連絡協議会や学校開放のための施設開放運営協議会が設けられ、地

域と連携した取組みが進められていることは評価できる。今後も、地域に開かれた、地域に根ざした学校となるために、地域との連携を強化するための取組みを積極的に行っていくべきである。

教育委員会が庁舎内で会議を行うだけでなく、定例学校訪問という形（２年間で全校を訪問）で積極的に学校現場に出て行っていることは大いに評価できる。今後とも、この現場主義の教育委員会という姿勢を貫き、教育と学校生活の両面における学校現場の正確な状況認識を踏まえた上で、実態に即した教育行政を行っていくことが求められる。

義務教育である小中学校の運営は、西東京市の最も重要な仕事の１つである。東京都が負担する教員人件費も含めると、非常に多くの税金が小中学校教育のために投入されている。基礎的・標準的な教育を行う公教育の場として、市民が安心して子供たちを任せられる小中学校を作ることが、第一の使命であることを忘れないで教育行政に取り組んで頂きたい。

<資料>

(1) 西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第27条の規定に基づき、西東京市教育委員会（以下「委員会」という。）が、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

第2 点検評価の内容

委員会は、前年度における次に掲げる事務の管理及び執行の状況について点検評価を行う。

- (1) 西東京市教育計画に基づく事務及び事業に関すること。
- (2) 法第23条に規定する事務に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事務に関すること。

第3 点検評価の実施、知見の活用等

委員会は、第2に規定する点検評価を毎年度実施し、点検評価の結果に係る報告書（以下「報告書」という。）を作成する。

- 2 委員会は、法第27条第2項により点検評価を行うに当たり、点検評価の客観性及び透明性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者その他教育行政に関し知識を有する者（以下「学識経験者等」という。）の意見又は提言を受けるものとする。
- 3 委員会は、報告書を作成したときは、法第27条第1項の規定に基づき、西東京市議会に提出し、点検評価の結果について報告する。
- 4 委員会は、法第27条第1項の規定に基づき、報告書を市のホームページその他市の発行する広報紙等により市民へ公表する。
- 5 委員会は、点検評価の結果を踏まえて、委員会の事務及び事業等について適切な措置を講じるものとする。

第4 学識経験者等

学識経験者等は、点検評価について中立かつ公正な立場で客観的な意見又は提言を具申できる者のうちから委員会が委嘱する。

- 2 学識経験者等の定数は、3人以内とする。
- 3 学識経験者等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 学識経験者等が欠けた場合の補欠学識経験者等の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 報償

学識経験者等に対して、予算の範囲内で定める額を報償として支給する。

第6 庶務

点検評価に係る庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(2) 西東京市の市勢概要

ア 行政面積 15.85km²

イ 世帯と人口（平成20年3月31日現在）

世帯数	人 口		
	男	女	合計
87,894	95,139	97,877	193,016
(1,715)	(1,408)	(1,709)	(3,117)

（ ）内は、世帯数及び人口のうちの外国人登録者数

ウ 一般会計予算（最終予算総額） 59,852,512,000円

<参考>

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 23 条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- (1) 教育委員会の所管に属する第 30 条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び指定統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

